

愛知文教大学
比較文化研究

第 15 号

2018

愛知文教大学国際文化学会

目 次

課題の告知時期に関する教員の意思決定

小林正樹 1

康有为的留学教育思想

马 燕 11

ソーシャルベンチャーの思想

— 不登校支援の市場化、もしくは新しい協働を見据えて —

竹中 烈 23

カンボジア人の氏名に関する一考察

— フランス植民地期における創氏の試みとその失敗 —

傘谷祐之 39

古代エジプト音楽研究の現状と課題

— 音楽学とエジプト学をどう関連づけるか —

野中亜紀 53

高度経済成長期における復元・復興・模擬天守の歴史的役割に関する考察

— 模擬天守「小牧城」(小牧市歴史館)の事例を中心に —

内田吉哉 (88) 一七

泉鏡花「外科室」—〈社会〉と〈恋愛〉の狭間

佐藤良太 (104) 一

課題の告知時期に関する教員の意味決定

小 林 正 樹

1. はじめに

授業において教員が学生にレポート等を課した場合、学生はいつの時期に作成を開始するのであろうか。その一因としては教員が、どの時期に課題の告知を行うかが重要な要因となろう。この状況を、教員による課題告知時期の意味決定問題ととらえ、5年間のデータにより分析を行った。結果、学生がおおよそ3分類されることがわかり、教員としては、その中間層の区間が始まる「締め切り5週間前」に告知する手法が有効ではないか、という結論を得た。

2. 現状と問題点

授業のレポート課題（以下、課題とする）には、定期試験とは別にその補完もしくはさらなるステップアップのための課題と、定期試験に代わる授業期間の最終時期に提出をさせる課題等がある。今回は後者について考える。まず教員が課題を学生に課する際、教員は提出日を決定する。これについては規定の課題提出期間や試験期間、また採点実施直前など、教員によってまちまちであるが、稿者の授業においては、授業の最終週に提出を行わせている。これは受け取り日時を指定し、締め切った後に提出の可否をその場で確認し、受講生の数が少ない場合には読み上げ、課題を提出した・していないといったトラブルが起こらないようにするためである。また比較的時間に余裕がある場合には、電子ファイルで提出の場合、学生が提出したファイルが別の物でないか、破損していないか等もチェックする。これについても、受け取りを明確化するためである。また直接ファイルをやりとりすることで、例えば締め切り時刻以降は、きっぱりと学生からの遅れての提出を断ることが可能となり、さらなるトラブルが起きることを防止している。受講生が多い場合には、単に提出の可否だけを明らかにしておき、最終日のシャトルカード（コメントシート）の提出時に、学生が希望すれば個人のメールアドレスを記載してもらい、万が一ファイルに破損等があった場合には、稿者からメールを送付する仕組みを取っている。これはデジタルファイルである場合には、防げないことであり、ファイル自体は

正しいものであっても、データ転送途中で破損が発生することは少なくなく、また USB メモリ等は、静電気によってデータが消失してしまうことも多い。念には念を入れてこのような手法を採っているが、メールアドレスは学生の個人情報にもなり得る。したがって前述のように、メールアドレスは学生個人が希望する場合に限り自分の意思で開示してもらい、告知していない学生については、もしもデータ破損等で教員が提出ファイルを読み取ることが出来なくても、それは仕方ないものとして処理を行う。もう一点、明らかにしておく点としては、採取したメールアドレスについてはその用途以外の目的でメールをすることは一切なく、それ以降、担当教員の元で厳重に保管されることを、学生に伝えていることである。

このような手法で、学生からの課題の提出を行っているが、問題とすべき点がある。教員がいつ課題を告知し、学生がどれくらいの期間、その課題に対して準備する時間、向き合う期間を与えるか、といった問題である。これは締め切り期間から逆算すると、何日前に告知するかといった期日を、教員が意思決定する問題に他ならない。そして何日前がベストであるか、その意思決定について分析を行うこととした。要素としては、当然ながら課題の分量が、学生の課題作成開始に対して大きなウェイトを占める。課題が多い場合には、提出直前での告知では課題に取り組む時間が少なくなり、せつかくの課題の意味が薄れ、いい加減な完成しか見込まれない。逆に早すぎる告知であると、授業がまだ進んでいない段階であるため、学生が課題の意味を明確に理解しないままに課題に取り組んでしまう可能性もある。幸いにも最近はシラバス（授業概要）に当該科目が試験を行うか、課題の提出があるか、またそれが成績に対してどれほどのウェイトを持つかといった内容について、明確に記載されている。学生がシラバスを熟読しているかどうかは別として、授業履修以前より告知は行われており、また稿者の場合には、第一回目の授業時に、課題が存在し、その総合成績に対する割合がどれくらいあり、単位の取得に当たっては、提出する必要のある旨は、明確に伝えている。したがって学生は、課題があることを知らないという事はまず無いと考えている。またいつ頃課題の発表を行うかについても、同じく第一回目の授業で学生に伝えている。このような背景のもとで、課題の告知時期に関して、いつ頃に行うのが最適かという教員の意味決定問題

について、ある授業における過去5年の例を元に、分析を行う。

3. データの取得と分析

稿者が継続的に担当している科目の中から、非常勤先である龍谷大学経営学部「経営のデータ分析 B」という演習科目におけるデータを利用する。この科目を選定した理由は、2008年より継続的に本科目を担当しており、授業内容が安定していること、最終のデータをファイルで提出させる方式のため、学生一人一人が提出するファイルのタイムスタンプを始めとする、ファイル情報が残存していること、直近5年は授業の方針を変更していないこと、等が挙げられる。本務校である愛知文教大学においても、稿者はコンピュータの授業を担当しているが、本学の場合、数年前に授業支援ソフトが撤廃されている。そのためデータのやりとりに関しては、各人のメール等を主とした、インターネットを介してのデータ収受となり、その場合、タイムスタンプ等が更新されてしまう場合も少なくない。これでは正しいデータとはなりにくい。また授業の開催曜日・時限が毎年大きく変更され、一定していない。さらに稿者が主に留学生クラスを担当している上に、その留学生の国籍も、もっぱら中国からネパール、そして現在ではベトナムと、ここ数年で大きく変化をきており、留学生の各国の国民性等の違いも勘案した結果、一定したデータが取得できないと考えたからである。

さて、分析を行う「経営のデータ分析 B」に関して少し説明を附しておく。この授業は龍谷大学経営学部の中において、実際の経営データを元にしてそのデータを分析することにより、経営に活かす技術を学ぶ授業である。履修の流れとしては、その前段階において「経営のデータ分析 A」を履修しておくことが望ましいが、必ずしも必要とはしておらず、履修制限等は行っていない。具体的には、Microsoft 社が提供している統合ソフト Office に内包の Excel を用いて、さまざまな分析手法を学ぶ。内容的には、表1のとおりである（2017年度の実際のシラバスをもとに、わかりやすく改変した）。

表1 経営データの分析B：授業内容

回数	授業内容
1	(販売・マーケティングデータの分析) 度数分布表、ヒストグラム
2	(販売・マーケティングデータの分析) 基本統計量、平均、分散、標準偏差
3	(販売・マーケティングデータの分析) データの標準化
4	(販売・マーケティングデータの分析) 相関、相関分析
5	(販売・マーケティングデータの分析) 回帰、回帰分析、予測
6	(販売・マーケティングデータの分析) 時系列、季節変動、季節変動分析
7	(販売・マーケティングデータの分析) ABC分析
8	(会計データの分析) 損益分岐点、損益分岐点分析
9	(会計データの分析) 減価償却
10	(会計データの分析) 経営指標、経営比率分析
11	(意思決定問題) 在庫管理
12	(意思決定問題) シミュレーション
13	(意思決定問題) 線形計画、LP
14	(意思決定問題) 進路調整
15	最終課題

本科目は、週に3講座の開設がなされており、現状では3人の教員が別々に担当している。通常の授業と同様、履修登録時に1つの授業を選択し、途中での変更は認められない。稿者の担当は月曜日の3講時である。これはデータ取得の5年間にわたって変化はない。その中で毎年、課題を出している。これはシラバスに記載されており、定期試験が実施されないために、事実上の試験の代わりとなり、成績に対して大きなウェイトを占める。その割合は50%となっている。なおシラバスは専任教員が代表としてまとめて記載し、担当者は個人的裁量があるものの、稿者はシラバス通りの採点方法に従っている。この点に

関しても、データに関係する直近5年に関しては、変更を行っていない。

次に2017年度の課題内容を、図2に示す。

図2 2017年度の当該課題

経営データの分析B(2017) 期末課題について
(月曜3限, 担当: 小林正樹. 2017年11月27日告示)

シラバス通り, 50点分の課題を課す.

1) 以下の課題をExcelで作成し, 解答せよ. (8点×3問=24点)

(1) 課題5-2 (p.202)

(2) 課題6-3 (p.236)

(3) 課題7-3 (p.266)

2) テキスト第5章から第7章までのうちの1トピックを扱い,
自分でテーマを決め, データを準備して分析せよ. その際,
データの出典を明記し, 最後に『経営的な分析』を加えること. (26点)

形式:

- ・Microsoft Excel にて作成, 課題フォルダに提出.
- ・1ファイルの中に1シート1問で作成すること.
- ・したがって提出ファイルは1つである.
- ・ファイル名は, 学籍番号.xlsx にすること (半角文字にて).
(例: B160987の者は, B160987.xlsx となる)

締切: 2018年1月22日(月) 最終授業14時まで

注意:

- ・Excel2003形式でも可(その場合の拡張子はxlsとなる)
- ・ファイル破損等で採点不能の場合, 基本的には0点となる.
- ・個人情報保護の観点から, メールアドレス等を開示してもよいと
申し出ている者については1月中に連絡するので,
その時に指示する方法によって再提出のこと.
- ・なお以下の場合には0点とする
 - －他人のコピーであることが明らかな場合
 - －提出物にウイルスが入っていた場合

以上

●追記
どうしても1/22(月)に出席できない, 出来なかった人のため救済策.
kobayashi-masaki@abu.ac.jp
ここに, 1/22(月) 23:59(JST)までに提出すること.
かならず学籍番号, 氏名, 科目名, 理由を明記すること.
それ以降は連絡つきません.

こういった状況のもとで, 具体的に過去5年間, すなわち2013年度から2017年度まで, 実際に提出されたファイルのデータを集計した。概要を表3に示す。

表 3 取得データの概要

年度	告知日	提出日	日数差	履修者数	提出者数	有効人数
2013	2013/11/25	2014/1/20	56	33	31	29
2014	2014/11/17	2015/1/19	63	37	33	33
2015	2015/12/7	2016/1/18	42	38	27	24
2016	2016/11/14	2017/1/16	63	36	33	33
2017	2017/11/27	2018/1/22	56	57	48	44

年度は授業年度、告知日は、課題の内容を公開フォルダにアップロードし、学生に初めて公告、内容について授業内で説明した日である。提出日はその年度の最終授業実施日に合わせて設定している。日数差とは前述二項目の日数の差であり、すなわちこの日数が、実際に学生が課題に取り組むことが出来る期間である。履修者数は、履修取りやめや追加、休学・退学といった様々な要因を含み終え、成績付与時に履修者名簿に名前が挙がっている学生の数である。提出者数は、文字通り最終的に課題を提出した学生数である。有効人数は、提出をした中で、ファイルの情報が消えているものや、既存のファイルから直接作成を行ったために、課題告知日より以前の日時がファイルに記載されている等、今回のデータ取得に当たって、データとなり得なかったデータを取り除いた後の、有効なデータの数である。

本稿の論点は、課題の告知日から提出日までの日数差を何日に決定するか、すなわちいつ教員が学生に課題の内容に関する告知を行うかという意味決定問題である。そこで前述のように、過去5年にわたって、実際に学生が提出してきたデータを精査し、そのファイルのプロパティより「コンテンツの作成日時」をチェックした。そのタイムスタンプにより、各学生が課題をどれくらいの期間で作成しているかの調査を行った。年度により告知日が異なり、学生の課題作成日数が異なるため、開始時期から提出日までを1とし、ある学生の提出日を全体の百分率によって表記させる手法もあるが、今回は学生が、どれくらい前から課題をスタートさせたかという日数を考察するため、そのままのデータ

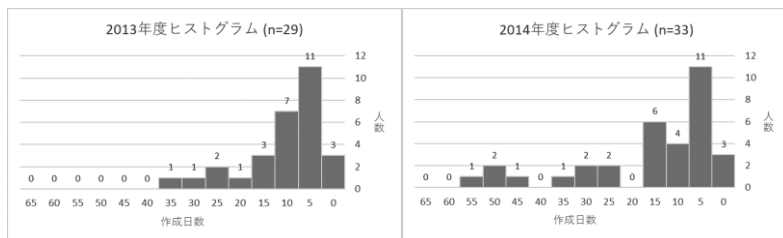
で比較を行っている。

結果、日数差すなわち学生が課題を作成日数については、最小で42日、最大で63日であった。2015年度のみ少々短く、11月中に発表することが出来なかったが、12月の1週目の授業では告知している。これは稿者が、少なくともおおよそ2ヶ月前、すなわち11月中には課題内容に関する告知を、授業の中で行おうとしていたためである。詳細なデータは省略するが、統計データを表4に、年度ごとのヒストグラムを、図5から図9に、5年間の全データをまとめたヒストグラムを図10に示す。本来であればスタージェスの公式により、ヒストグラムの階級数を決定すべきであるが、ここではわかりやすさを重視し、全ての年度において階級の幅を5日とし、階級数も最大の63日に合わせて14とした。したがって例えば2013年度を例に取ると、作成日数が31日から35日の学生が1人、26日から30日の学生が1人、と続き、1日から5日までが11人、0日すなわち提出の当日に初めて課題に取り組み始めた学生が3人となっている。

表4 5年間の統計データ

年度	課題作成平均日数	標準偏差
2013	8.55	8.66
2014	13.73	15.97
2015	13.42	13.63
2016	7.52	13.24
2017	15.55	16.48
総データ	11.99	14.54

図5～9 2013年度から2017年度のデータ概要



課題の告知時期に関する教員の意思決定

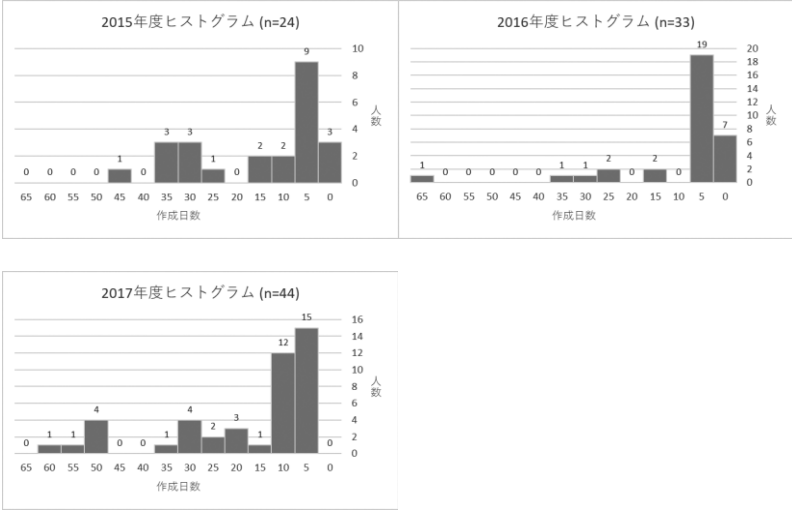
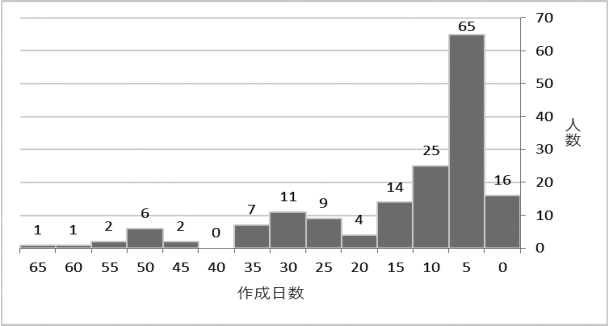


図 10 5 年間全データのヒストグラム (n=163)



5 年間のデータ比較として統計的処理を行った表 4 の結果をみると、年度によってさほど違いは見られないが、2013 年度および 2016 年度において、突出して課題作成日数が少ないことが特筆される。これは授業日程において、台風等により補講を余儀なくされ、補講が最終授業の後に実施されたことや、授業の進路がずれ込み、第 14 回目の授業まで割り込んでしまった等の理由が考えられる。なお本データは、標準正規分布からは大きく異なるデータ分布であること、後述のとおり、データが 3 つの層に分割されている点が特徴的である。

したがって標準偏差の値についてはあまり意味を持たないと分析する。

さて全年度のデータを合算した図 10 を用いて分析を行うと、課題を提示された際に、学生がどれくらいで課題をスタートしたかという問題に対し、学生をおおよそ 3 つのカテゴリーに分類することが出来る。

第 1 カテゴリー： すぐに課題を始める層

第 2 カテゴリー： 締め切り 1 ヶ月前頃に課題を始める層

第 3 カテゴリー： 締め切り直前に課題を始める層

まず第 1 カテゴリーである「すぐに課題を始める層」は、いわゆる真面目な学生であると推察できる層である。全体のおおよそ 7.4% がこれにあたる。この層の学生は、課題の告知がいつであっても基本的にすぐに課題を始めるので、第 1 カテゴリーと第 2 カテゴリーの期間の差が僅少、すなわち第 2 カテゴリーの期間あたりに課題の告知を行っても、あまり影響がないと考えられる。次に第 2 カテゴリー「締め切り 1 ヶ月前頃に課題を始める層」である。今回は締め切り前のおおよそ 20 日から 35 日、週にして 3～5 週間前に、課題の作成を始めた層をこのカテゴリーとした。ただ、授業日程の問題がある。本調査に用いた科目は後期の科目であり、提出日から逆算すると 3 週間前は冬休み・正月休みの時期にあたる。実際そのあたりに課題の作成をスタートした学生は少なく、ほとんどは次のカテゴリー、すなわち冬休みが終わり、後期の授業が再開した後に「そろそろ課題に取りかかれないと間に合わないのでは？」という危機感が生まれてからの開始であると推測される。最後の第 3 カテゴリー「締め切り直前に課題を始める層」は、文字通り締め切りの直前になってから、課題の作成を始める層である。今回は 15 日前まで、おおよそ締め切り 2 週間前以降に課題作成を開始した学生をこのカテゴリーとした。残念なことにこのカテゴリーの学生が 73.6% である。要因として一つは、前述の通り授業日程の問題であり、冬休みが明けてから課題に取り組み始めたことが一点、また本授業が 2 年次生配当であり、成人式を終えてから課題に取り組もうと考えている学生が多いことが挙げられよう。もう一つの要因として考えられるのは、課題自体の問題である。図 2 に挙げているとおり、約半分がテキストの章末問題、半分が自由課題である。章末問題を行うためには、テキストの内容をある程度終えておく必

要がある。また自由課題については、授業範囲内のうちから1トピックを選び、そこで学んだ分析手法を用い、自分でテーマを決め、データを準備して分析、さらに経営的な観点からその分析結果をどう活かすかを経営的に論じるものである。したがってあまり早く課題をスタートさせても当該の部分まで進んでいないと解けず、7章の課題を行うには13回目までに終えておかなければならない。本来ならばテキストを独学で学びながら進めていくことで、この問題は解決できる問題であるが、実際には授業で当該部分を学修した後に課題を行いたいと考える学生が多いからであろう。また自由課題に関しても同様であり、学生は授業でテキストの範囲を全て終えてから、どのトピックを選定するか考えたいといった意思もあろう。こういった背景によって、課題の開始時期が極めて遅くなっていることが挙げられるが、締め切り前1～5日で課題をスタートさせた学生が約4割といった現状については、何らかの改善策を講じる余地もあろう。

4. 告知時期の意味決定と今後

今回の分析により、学生が課題をスタートさせる時期は、大きく3つに分類されることがわかった。したがってあまり早期から課題を告知しても、すぐに課題に取り組む学生はごく僅かであり、多くの学生は締め切り直前での開始である。そのなかで締め切り3～5週間前から課題をスタートさせる学生が一定数いる点を明確にした。教員側としては、概ねこの時期には課題作成を初めて欲しい心境であり、そのあたりを平均として、ある程度は正規分布にしたがった分布を目指したい。よっておおそ課題提出締め切り日の5週間前(35日程度)に告知することを、2018年度は試行してみることとする。また前述の通り締め切り直前に課題を始める層については、たとえば中間提出を行う方式や課題を2回に分けるという手法も考えられるが、今年度は告知日程の変更のみに止めて、提出状況の変化を分析したい。さらに今後は、提出課題の開始時期と成績との関連についても、分析を行いたい。

康有为的留学教育思想

Kang Youwei's thought of studying abroad

马 燕

近代中国著名的改革家康有为在领导戊戌变法之际，倍感困扰的就是人才匮乏问题。他深刻地意识到传统的封建教育体制和教育内容是无法培养出变法维新所需要的人才的，变法维新要想顺利进行，当务之急就是要培养一批革新人才。1898年6月1日，他在奏折《请派游学日本折》中明确地提出了自己的教育改革主张：“我今欲变法而章程未具，诸学无人，虽欲举事，无由措理，非派才俊出洋游学，不足以供变政之用。”^①康有为始终将改革、废除封建式旧教育以及振兴新教育事业、培养维新人才作为戊戌维新运动最重要的一项措施和内容，并为得以实施做出了不懈的努力。从日本与西方的新教育在戊戌变法时期以及之后，在中国盛兴这一历史事实中可以看到康有为的功绩不可抹去。

1. 康有为的留学教育思想的特征

“托古改制”与“仿洋改制”是康有为的变法维新思想的两个来源。其中的“仿洋改制”可以具体分为“以日为法”、“以俄为师”、“以法为戒”、“以波兰为鉴”四个方面，就是希望中国走日本明治维新的道路，学习俄国彼得大帝的改革决心和勇气，避免法国式流血革命，吸取波兰守旧亡国的历史教训。

康有为在青年时代，不仅学习过传统的儒教，还学习过西方学问，因此精通世界发展趋势及各国历史。十九世纪九十年代爆发的甲午战争，在给中国带来巨大灾难的同时也刺激了中华民族的觉醒。有远见的政治家和知识分子们开始将认识世界、顺应历史潮流、变法维新和救亡图存紧密地联系在一起进行思考，康有为就是其代表人物之一。他放眼世界，在对各国历史及政治进行比较、研究后强调：现在的世界是列强竞争的世界，“争雄竞长，不能强则弱，不能大则小，不能存则亡，无中立之理”^②，只能在竞争中图生存。同时，他也注意到了印度、缅甸、越南等亚洲国家之所以被西洋列强简单地分割，是因为“皆守旧不变，君自尊，与民隔绝之国也。”^③康有为指出，守旧必将亡国，并忠告必须将此作为前车之鉴。另外，他在高度评价欧美及日本

通过进行资本主义革命、改革走向富强的道路的同时认为，必须以此为榜样，号召学习日本，建立君主立宪制的资本主义政体。他还明确地概括表示，现在的世界已成为列国竞争的世界，除救亡、变法以外，别无他求。“能变则全，不变则亡；全变则强，小变仍亡。”^④

康有为领导的维新运动的实质就是，在中国进行自上而下的改革，学习西方以发展资本主义。而学习西方的方式有在国内学习和到国外去学习两种，其中的到国外学习就是进行留学教育，因此可以说，康有为的留学思想是其维新思想的必然产物。而且，这也决定了他在维新运动时期的留学教育思想具有以下两个特点：

（1）注重选派王公大臣等官吏到国外游历

康有为为何一而再、再而三地请求选派王公大臣等官吏出国游历呢？这是因为他所领导的维新运动本来就是一场自上而下的改革，即借助当权者的权势来推行自己的政治主张，实现自己的政治目的。经过多次的政治较量，他对年高体弱、顽固守旧的元老派已经不再抱有任何幻想，而是寄希望于在中央政府中塞进一批少壮派。这一点，从光绪皇帝召见时二人的对话中可知。

康有为说：“就皇上现在之权，行可变之事，虽不能尽变，而扼要以图，亦足以救中国矣。惟方今大臣，皆老耄守旧，不通外国之故，皇上欲倚以变法，犹缘木以求鱼也。”

光绪帝深有同感地说：“伊等皆不留心办事。”

康有为于是上奏道：“大臣等非不留心也，奈以资格迁转，至大位时，精力已衰，又多兼差，实无暇，无从读书，实无如何。故累奉旨办学堂，办商务，彼等少年所学无之，实不知所办也。皇上欲变法，惟有擢用小臣，广其登荐，予以召对，察其才否，皇上亲拔之，不吝爵赏，破格擢用。（后略）”

光绪帝点头称：“然。”^⑤

也正是出于以上目的，康有为期望通过留学教育来培养一批具有新思想、新知识、新作风的少壮派。他认为，日本和俄国的改革之所以能够成功，就是因为其王公大臣甚至皇帝都曾亲游外国，眼界大开，思想大变，归国之后致力改革；中国的改革之所

以难以进行，就是由于达官显贵们因循守旧，盲目自大，不了解世界形势。于是，他不仅在著名的《公車上書》中建議，選派官吏出國游歷以增廣見聞，設立“使才館”以培養外交人才，還在《日本變政考》中論述自己的觀點時指出：“吾今出洋游學之事，亦必不能已，但必宜派通學妙年之士大夫，若翰林部曹、候補道府州縣，上及近支親郡王、貝勒、貝子、公、將軍，皆出學外國，分習諸科，則歸來執政，人才不可勝用矣。（中略）今之大臣不能不用其年力稍強、稍有才志者，宜皆命出洋游學，或多命親王重臣，俾廣其學識，學成而歸，尤易見效。”^⑥1898年6月，康有為又在奏折《請派近支王公游歷折》中，以日本和暹羅為例論證自己的觀點，他寫道：“日本變法維新，派親仁親王、有栖川親王、小宮丸親王，出遊泰西，分習諸學，故歸而變政，克有成效。暹羅變法，亦使其親王游歷泰西，去年暹王且躬自游歷，故近政治丕變，西人畏之，不敢逼脅。”^⑦

與此同時，清政府中也有極力主張海外留學的官僚，其中，時任湖廣總督張之洞^⑧最具影響力。張之洞清醒地認識到：“人才出則國家強，是為目前至要至急之事。”^⑨1898年，他在所著的《勸學篇》中提出了以“中體西用”為前提的教育近代化具體策略，就留學效率問題指出：“出洋一年勝於讀西書五年，（中略）入外國學堂一年勝中國學堂三年”^⑩，還借簽李鴻章負責推行的美國留學的反省，就留學生資格問題提議：“游學之益，幼童不如通人，庶僚不如親貴”^⑪，並舉日本、俄國、暹羅為例闡述派遣留學生的必要性，他強調：“日本小國耳，何興之暴也？伊藤、山縣、榎本、陸奧諸人，皆二十年之前之出洋學生也，憤其國為西洋所脅，率其徒百餘人分詣德、法、英諸國，或學政治工商，或學水陸兵法，學成而歸，用為將相，政事一變，雄視東方。不特此也，俄之前主彼得，憤彼國之不强，親到英吉利、荷蘭兩國船廠，為工役十年，（中略）歸國之後，諸事丕變，今日遂為四海第一大国。不特此也，暹羅久為法國涎伺，（中略）暹王感憤，國內毅然變法，一切更始；遣其世子游英國，學水師。（中略）暹王亦自通西文西學，各國敬禮有加，暹羅遂以不亡。”^⑫

此外，侍郎榮惠也曾上過一道請求派遣親王海外游歷的奏折並引起朝廷的重視。於是，6月11日便有了選派宗室王公出國游歷的上諭。

（2）將留學的重點放在日本

康有為領導的維新運動就是要以日本為榜樣，走明治維新的道路，在中國建立君

主立宪制的资本主义政体。所以，在选择留学国家问题上，康有为很自然的首先就将目光投向了日本，在对日本和中国的国情进行了一番比较之后，他在给光绪皇帝的奏折《请广译日本书派游学折》中，对日本的留学生派遣的成功大加称赞并进言，只有向日本“派游学”才是培养人才的最近之路，“日本昔亦闭关也，而早变法，早派游学，以学诸欧之政治工艺文学知识，早译其书，而善其治，是以有今日之强而胜我也。吾今自救之图，岂有异术哉？亦亟变法，亟派游学，以学欧美之政治工艺文学知识，大译其书以善其治，则以吾国之大，人民之多，其易致治强可倍速过于日本也。（中略）昔日本变法之始，派游学生于欧、美，至于万数千人，归而执一国之政，为百业之师，其成效也。此臣所以请派游学也。”^{〔13〕}

此外，康有为还在《日本变政考》序中，就学习日本的有利之处介绍道：“自亡而存者，暹罗是也。自小而大者，俄罗斯是也。自弱而强者，日本是也。是皆变法开新，君主能与民通之国也。其效最速，其文最备，与我最近者，莫如日本。（中略）开参议局、对策所、元老院以论道经邦，大派卿士游学泰西，而召西人为顾问，尽译泰西之书，广开大小之学，于是气象维新，举国奋跃矣。（中略）泰西以五百年讲求之者，日本以二十余年成之。治效之速，盖地球所未有也。（中略）若中国变法，取而鉴之，守旧之政俗俱同，开新之条理不异，其先后次第，或缓或急，或全或偏，举而行之，可以立效。”^{〔14〕}康有为主张，日本因为学习西方进行改革而取得成功，实现了富国强兵，中国只要学习西方进行改革也能获得成功。而且，日本在学习西方时，已经对其政治制度、文化思想等进行了一番细致的去伪存真、去粗取精、改造和融合，中日两国国情又非常相似，中国只要直接学习日本改革富强的经验，吸取日本引进并消化了的西方文化即可，而不必直接学习西方，以期减少摸索的时间和尝试的代价。康有为将学习日本视为中国改革的必由之路和终南捷径，极力主张：“臣考日本之事至久且详，睹前车之覆至险可鉴。若采法其成效，治强又至易也。大抵欧、美，以三十年摩成治体。若以中国之广土众民，近采日本，三年而宏观成，五年而条理备，八年而成效举，十年而霸图定矣。臣荷皇上非常之知，筹为中国富强之计，未有过此。皇上若采臣言，中国之治强，可计日而待也。”^{〔15〕}

张之洞也站在同样的立场，就将日本作为留学最佳国家的有利条件详细说明：“至游学之国，西洋不如东洋：一、路近省费，可多遣；一、去华近，易考察；一、东文

近于中文，易通晓；一、西学甚繁，凡西学不切要者，东人已删节而酌改之。中东情势，风俗相近，易仿行，事半功倍，无过于此。若自欲求精求备，再赴西洋，有何不可。”⁽¹⁶⁾

关于当时选择日本作为最佳留学国家的理由，狭间直树在增加了教员不足这一客观原因后总结道：“留学生的派遣正式开始于甲午战争后的变法运动时期，那个时期，欧美诸国和日本都被视为派遣国家，但是，距离较近，文字相同，经费也较为便宜等便利条件，使日本在比例上得以占有压倒性的优势。（中略）学堂制度的建立是西太后新政中最重要的招牌之一，然而教员人数绝对不足，因此，留学而且是日本留学被作为应急措施大力推进。”⁽¹⁷⁾

清政府内部正在积极推进日本留学教育的同时，接受方的日本政府的动态也逐渐明朗。1898年4、5月间，日本驻华公使矢野文雄向清政府总理衙门递交照会，表示日本政府愿意接受200名中国留学生并提供学习经费。对于矢野公使的提案，光绪皇帝以国书的形式向日本做出了回复。在国书中，光绪皇帝首先对日方接受留学生的好意表示感谢，并做出了派遣经过严格选拔的学生留学日本的承诺：“现在贵国驻京使臣矢野文雄，到华以来，凡遇两国交涉之事，无不准情酌理，归于公平，已征邻好。曩复贻书总理各国事务衙门，备述贵国政府关念中国需才孔亟，愿中国选派学生前赴贵国学堂肄习各种学问，尤佩大皇帝休戚相关之谊，曷胜感谢。朕已谕令总理各国事务王大臣，与贵国驻京使臣商订章程，认真选派，以副大皇帝盛意。”⁽¹⁸⁾康有为闻听此讯非常兴奋，他在6月1日呈递的奏折《请派游学日本折》中宣称，日本留学具有“政俗文字同则学之易，舟车饮食贱则费无多”⁽¹⁹⁾等便利条件，所以“臣以为日本变法立学，确有成效，中华欲游学易成，必自日本始”⁽²⁰⁾，请求“飭下总署速议游学日本章程，准受其供给经费；其游学之士，请选举贡生监之聪明有才，年末三十已通中学者，在京师听人报名，由译署给照，在外听学政给照”⁽²¹⁾。

1898年8月2日，光绪皇帝的诏书下达，“各省督抚就学堂中挑选聪颖学生。有志上进”者接受选派，赴日本留学的命令正式公布⁽²²⁾，为清末留日热潮的到来开启了先声。

2. 康有为的留学教育思想的实践

奉清政府之命各省地方政府开始行动。1898年（光绪24年8月11日），湖广总

督张之洞根据国内急需日本先进技术，特别是军事技术的现状，向北盐道^[23]下达了派遣以学习军事技术为中心的各种专业领域知识的留日学生的明确指示：“查日本武备学堂最为精心讲求，蒸蒸日上，此外各学堂与西学门类无不兼赅，且与中国同文，学习较易。兹拟派学生一百一十人游学日本，以学生五十人入武备学堂学习以储将佐，以弁勇五十人入教导团学习以储弁目，以学生十人入农务，商务，工艺学堂学习以裨民事。其经理科，军医科亦应学习，即附入武备之内。”^[24]继张之洞之后，北洋大臣、南洋大臣以及浙江求是书院等也纷纷派出留日学生。至 1899 年，中国留日学生已达一百多人，其中在日本陆军预科学校成城学校学习军事的最多。其后，清政府由于国库空虚，完全由官费派遣留学生有困难，故大力鼓励自费留学。1903 年，清政府下令自费留学生只要家长报名，通过省学务处考试，即可领取咨文出国，办事人员不准刁难勒索。后来又补充规定自费生能考入外国大学者也可转为官费培养。自费生如果经费不继或因病住院，国家亦可酌情补助。清政府还鼓励在职官员与王公贵族子弟“自备资斧，出洋留学”^[25]，“回国后尤宜破格奖励，立予擢用。”^[26]这种官费、自费留学并举的办法，也推动了留日热潮的发展。

关于留学生的人数，据狭间直树的统计，1896 年为 13 名，1899 年为 200 余名，1901 年为 280 名，1902 年约为 500 名，1903 年约为 1000 名，1904 年约为 1300 名，1905 年达到 8000 余名^[27]。1905 年，时任早稻田大学清国留学生部教务主任的青柳笃恒也说：“都下清国留学生的现在的人数或将达到 8000，在科举被完全废除、学堂不足、其他出人头地的道路完全被杜绝了的今天，来航者倍增，就如流向低处的滔滔流水。”^[28]关于 1896 年至 1919 年的来日中国留学生人数，从王晓秋根据日本外务省外交史料馆收藏的日本外务省档案《在本邦清国留学生关系杂纂第一》与实藤惠秀所著《中国人留学日本史》等资料制成的《1896 年—1919 年中国留日学生人数统计表》^[29]中可以明显看出变化的趋势。

年份	实藤惠秀统计	外务省档案统计	王晓秋补订	王晓秋参考资料出处
1896	13			
1897	9			
1898	18		55	《张文襄公治鄂记》等

年份	实藤惠秀统计	外务省档案统计	王晓秋补订	王晓秋参考资料出处
1899	207			
1900	—			
1901	280		274	《中国留学生新年会记事》
1902	500		573	《清国留学生会馆第一次报告》
1903	1000		1300	杨枢《蔡谔学务兼管情形笺》
1904	1300		2406	《清国留学生会馆第五次报告》
1905	8000			
1906	8000	7283		
1907	7000	6797		
1908	4000	5216		
1909	4000	5266		
1910	—	3979		
1911	—	3328		
1912	1400	1437		
1913	2000	—		
1914	5000	3796		
1915	—	3111		
1916	4000	2790		
1917	—	2891		
1918	3000	3724		
1919	2500	3455		

从上面这个统计表中可以看出 1905 年迎来了留学日本人数的全盛时期，由 1896 年最初的 13 名发展到了 8000 名。可是，随着同年日本政府文部省的《取缔留学生规则》的颁发，1906 年至 1911 年的留日学生的人数开始逐年减少。1912 年，民国成立后，再次好转，人数又开始增加。

中国的有志青年响应康有为等有识之士的号召，为学习革命真理和富国强兵的方

法奔向了日本这个“学习现场”。他们在日本究竟进入了哪些学校学习哪些专业呢？我们来看一下王晓秋参考日本外务省外交史料馆收藏的日本外务省档案《在本邦清国留学生关系杂纂第一·陆海军学生以外之部》等资料，以 1907 年的统计数据为例，选择较重要的学校名称及中国留学生人数所列《1907 年日本各学校中国留日学生在籍人数统计表》^{③0}。

学 校 名	学生数（名）	学 校 名	学生数（名）	学 校 名	学生数（名）
东京大学	35	宏文学院	911	实践女学校	47
京都大学	10	经纶学堂	542	高等主文美术女校	19
早稻田大学	820	东斌学堂	321	女子美术学校	14
法政大学	1125	振武学校	286	长崎活水女校	17
明治大学	454	成城学校	110	东京音乐院	12
日本大学	109	东京同文书院	145	东京警监学校	213
中央大学	104	研数学馆	89	东亚铁道学校	165
庆应大学	11	正则英语学校	24	岩仓铁道学校	153
东洋大学	5	正则预备学校	25	日本体育会体操学校	80
东京高等师范学校	44	国民英学会	22	东京铁道学堂	64
东京高等工业学校	73	大成学堂	17	东京物理学校	45
东京高等商业学校	41	独逸语专修学校	5	同仁医药学校	35
东京外国语学校	15	札幌农科大学	19	第一高等学校	31
东京美术学校	4	盛冈高等农林学校	9	第二高等学校	13
东京音乐学校	9	大阪高等工业学校	23	福冈工业学校	10

从这个统计表可以看出中国留日学生在日本入学和学习状况的一些特点。十九世纪清政府派往欧美的留学生几乎全部是学习理工和军事的，所选专业比较单一，可是二十世纪初的中国留日学生的专业却非常广泛，从政法、文史、外语、师范到理工、农业、医药、军事、商业，甚至音乐、美术、体育，应有尽有。而且以学习文科和军事的学生占多数，其中又以学习政法和陆军人气最高。这不仅反映了留日学生的兴趣之广泛、思想之活跃，更重要的是反映了当时的时代潮流，中国爱国青年渴求学习外

国的社会、政治、经济和文化教育制度，寻找救国救民的道路。

戊戌变法失败后，不仅康有为、梁启超、徐勤等维新志士相继流亡日本，大约在相同的时期，孙文等流亡世界各地的革命者和政治家也先后转辗来日，维新派和革命派都将自己的大本营从国内转移到了海外，当时的日本成了中国流亡者的聚居地，日本人将他们统称为“亡命客”。随着留日学生人数的增加，不管是以康有为为首的保皇派还是以孙文为首的革命党都开始考虑将这些年轻的力量拉入自己的阵营，作为自己组织的基础，进行争夺。最初在留日学生中“犹以倾向保皇立宪者为多”^③，但是随着国内民族危机和革命形势的发展，加上在日本接触到的西方资产阶级民主革命思想的影响和实际斗争的教育，很多留日学生逐渐从爱国、改良走向了革命。

留日学生们积极参加各种爱国运动，并以此为契机开始走上了革命的道路。他们在日本办报纸、创刊杂志，翻译、出版书籍，积极地向祖国人民介绍、宣传新文化和新思想。与此同时，他们还运用学到的资产阶级民主学说从多方面声讨中国封建专制的罪恶，探索反清革命的理论、方针和道路，为促进中国人民的思想解放和辛亥革命的发起打下了思想基础。1903年的拒俄运动更推动了大批爱国留日学生走上革命道路。为了抗议出兵镇压义和团的沙俄军队拒绝接纳撤退、强占东北三省的侵略行为，留日学生热血沸腾，组织了“拒俄义勇队”，编队操练，准备随时回国参加抗俄战斗。而清政府却将该运动视为由革命派策动的运动，不仅要求日本政府勒令解散东京的拒俄义勇队，还压制、解散了在上海、北京等地举行的拒俄集会和抗议示威。留日学生在残酷的现实面前逐渐认识到清朝没有未来，由爱国走上了反清革命道路^④。留日学生积极参加反帝反封建革命实践，其中许多人还成为了辛亥革命的领导或骨干。孙文在日本成立的同盟会就是以留日学生为基础会员开始活动的，宣传同盟会和革命、举行武装起义的也基本上都是留日学生。其中最著名的有同盟会指导者黄兴，革命宣传家邹容、陈天华，革命家秋瑾、徐锡麟等早期留日学生。

当时的日本留学教育给中国带来了极其重要的影响，康有为为了培养变法维新、君主立宪所需要的人才，极力主张派遣留学生，而清政府实施日本留学政策的目的是为了培养掌握西方技术的留学生，以备维护清朝封建统治之用，但是留学生们却用自己的行动给中国社会带来了意想不到的影响。1911年，武昌起义前后，大批留学生归国，投身辛亥革命。1915年，在反对袁世凯复辟帝制的斗争中，李大钊代表中国日本留学

生总会起草了《警告全国父老书》^③，从日本归国的留学生蔡锷更是成立了护国军，以武力讨伐袁世凯。1915年以后，从日本归国的留学生们发起了新文化运动，成为《新青年》编辑部核心人物的陈独秀、李大钊、鲁迅等都曾留学日本，接受过日本民主主义的影响。1918年，在日留学生发起反对《中日共同防敌军事协定》的斗争，大批留学生归国，投身反对帝国主义和北洋军阀的“五四运动”。1919年5月4日，一部分留学生还参加了天安门游行以及其后的斗争。在日本的中国留学生们为响应这一行动，于5月7日在东京也举行了游行。1921年，以陈独秀、李大钊、李达、李汉俊、周佛海、周恩来、董必武为首的在日本接受过马克思主义影响的留学生们，在中国参加了中国共产党的建党及早期活动。另外，在国民党和国民政府党政要员、军事领导人中也有蒋介石、汪精卫、胡汉民、戴季陶、阎锡山、何应钦、白崇禧等曾经的日本留学生。

二十世纪初的十几年中，从中国赴日本留学的人数至少有几万，其数量之多、规模之大、所学专业之广泛、开展活动之频繁，在世界各国留学史上都属罕见。二十世纪的留日热潮不仅有力地促进了中日文化的交流，而且对于近现代中国的革命运动和政治、经济、军事、文化、思想、科学的发展，都产生了极大的影响。在留日学生中涌现了一大批著名的政治家、军事家、文学家、教育家和学者。

结语

康有为的留学教育思想和实践与他的政治思想和活动紧密相连，他的留学教育思想开明且具有创新性、大胆且具有进步性，他极力主张的“派游学”是当时中国人才培育的最近之路这一事实已经得到了历史的验证。

二十世纪初，大批的中国留学生涌向日本，他们为促进中国民主革命的发展、社会进步以及中日两国的友好交流付出了努力，对中国近现代史的发展做出了极大的贡献。在同盟会的创立、辛亥革命、反对袁世凯独裁专制、五四运动以及中国共产党的建立等重大历史舞台上无处不留下了留日学生们的足迹。留日学生的革命活动虽然偏离了康有为设计的“派游学”的轨道和目的，但是他对清末留学运动发展的贡献是不可以、也不能被遗忘的，将康有为称为中国近代资产阶级教育思潮的启蒙者和设计师也不为过。

注

- (1) 汤志钧编《请派游学日本折》，《康有为政论集》上，第250页，中华书局1981年版。
- (2) 马洪林·卢正言编注《日本变政考》序，《康有为集》序跋卷，第155页，珠海出版社2006年版。
- (3) 同上。
- (4) 马洪林·卢正言编注《上清帝第六书》，《康有为集》政论卷·上册，第117页，珠海出版社2006年版。
- (5) 康有为《康南海自编年谱(外二种)》，第42-43页，中华书局1992年版。
- (6) 黄明同·吴熙钊主编《康有为早期遗稿述评》，第132页、第166页，中山大学出版社1988年版。
- (7) 汤志钧编《请派近支王公游历折》，《康有为政论集》上，第252页，中华书局1981年版。
- (8) 张之洞(1837-1909)，清末政治家，历任湖广总督、军机大臣等官职，与曾国藩、李鸿章、左宗棠并列，被称为“四大名臣”。张之洞作为洋务派官僚，对军备近代化、京汉铁道铺设、教育改革、派遣留学生培养人才、振兴实学等作出了重大的贡献。另外，张之洞作为向日本派遣留学生的最初策划者，他在近代化进程中的有关留学生政策和日中两国的文化交流方面建立了极大的功绩。
- (9) 赵德馨主编《张之洞全集》第六卷，第214页，武漢出版社2008年版。
- (10) 陈学恂·田正平编《中国近代教育史资料汇编·留学教育》，第44页，上海教育出版社1991年版。
- (11) 同上。
- (12) 同注(10)，第45页。
- (13) 汤志钧编《请广译日本书派游学折》，《康有为政论集》上，第302页，中华书局1981年版。
- (14) 同注(2)，第155-156页。
- (15) 康有为《日本变政考》序，《康有为全集》第四集，第105页，中国人民大学出版社1998年版。

(16)同注(10)，第45页。

(17)狭间直树《中国社会主义的黎明》，第39页，岩波书店1976年版。

(18)《清光绪朝中日交涉史料》，第994页，文海出版社1970年版。

(19)同注(1)。

(20)同注(1)。

(21)同注(1)，第251页。

(22)〔清〕官修《德宗景皇帝实录》卷423，第1页。

(23)北盐道，清朝官吏官衔。

(24)同注(9)，第159页。

(25)张之洞等《请奖励职官游历游学片》，《中国近代教育史资料》上册，第190-191页，人民教育出版社1961年版。

(26)同注(25)。

(27)同注(17)。

(28)青柳笃恒《再论支那留学生问题(续)》，1905年(明治38年)11月13日《东京朝日新闻》，(参照日本图书中心缩印版)。

(29)王晓秋《近代中日文化交流史》，第355-356页，中华书局1992年版。

(30)同注(29)，第358页。

(31)胡汉民《胡汉民自传》，第13页，传记文学出版社1987年版。

(32)菊池秀明《中国历史10》，第135页，讲谈社2005年版。

(33)吴汉全《留学日本与李大钊早期思想的发展》，《徐州师范大学学报》，2000(4)，第12页。

附记

本稿为2015-2019年度科学研究助成基金补助金基础研究(C)《东亚近代化地域论比较思想研究—新出康有为亲笔资料中的21世纪的课题—》(课题No. 15K02036)的研究成果的一部分。衷心感谢课题研究负责人平野和彦先生和顾问中村聪先生给予的研究机会。

*本稿的日文版原稿登载于《爱知文教大学论丛》第21卷。

ソーシャルベンチャーの思想

—不登校支援の市場化、もしくは新しい協働を見据えて—

竹中 烈

1. 問題意識

2017年2月14日に全面施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教確法）は、既存の不登校生の居場所だけでなく、これから新しく不登校支援を立ち上げようとする団体や企業にとっても、自身の活動や実践が公教育に準ずるものとして認定される可能性が拓けたという意味で画期的であった。高山（2018）も指摘するように、教確法はナショナル・カリキュラムである学習指導要領を最低基準とせず、不登校児童生徒に対して例外として子どものニーズに応じた教育課程を認めるものであることから、今後不登校支援に関わる学校外の居場所の様相は大きく変わっていくであろう。例えば、教確法を活用して、学校外の居場所活動を公教育に準ずるものとして発展させていくことも考えられるし、公教育制度内の学校が行政と民間のコラボレーションを通して不登校対策を「充実」させていく動きもさらに加速していくように思われる。

こういった法成立のきっかけを作ったのが日本のフリースクールの草分けである東京シュール（1985年設立）の代表である奥地圭子であり、東京シュールを中心に同様の理念を持つ団体が集まって結成されたフリースクール全国ネットワークである。彼女はそれまで行ってきた「子どもの権利」や「自由・自治」が尊重される教育実践や居場所づくりが公教育と同等のものとして扱われることを理想として掲げ、子どもの「二重籍の解消」によるアイデンティティの揺らぎの解消や保護者の教育費負担の公平性の確保が達成されることを企図して本法の成立を推進していたと考えられる（奥地、2005・2015）。しかし、今回の教確法の施行によって、これまで不登校支援とはあまり馴染みのなかった団体や企業の新規参入の道が開かれたともいえ、新自由主義的な側面も浮かび上がりつつある。^①

本稿では、こういった現状をふまえながら、ソーシャルベンチャーとして設立さ

れた不登校支援を行う団体や企業に着目し、団体設立の経緯やそれぞれの独自の教育理念や実践を下支えしている設立者のライフヒストリーなどを検討することで、それは従来のフリースクールにおけるものとどのように異なり、支援内容にどのような影響を与えているのかという疑問に応答することを目指したい。社会的貢献とやりがい、に価値を強く見いだすソーシャルベンチャーは、学校に行くことが自明視された学校社会を相対化しようとする既存のフリースクール運動と社会変革志向が強いという点では共通しており、その共通性が既存の営利企業との違いともいえる。こういった新たな運営形態としてのソーシャルベンチャーを不登校支援という文脈に位置づけて考察し、従来の「学校—学校外の居場所（フリースクール）」という二項対立ではない新たな項の出現を捉えたい。

2. ソーシャルベンチャーとは何か

2. 1. 新たなビジネス形態としてのソーシャルベンチャーの登場

ソーシャルベンチャーとは、「社会的課題を解決することを目的としたビジネス。地域の課題解決を目的としたコミュニティビジネス包含する概念。政府補助や企業助成金、寄付金等では不安定になりがちな公共サービスを、ビジネスの手法を使って持続可能に運営する」（駒崎 2011, p271）運営形態であり、ソーシャルイノベーション・ソーシャルアントレプレナーシップ・社会的起業とも呼ばれる。

こういった運営形態が出現し始めたのは、米国では 1990 年代後半であり、日本には 2000 年代に入ってからと言われる。

「Social Entrepreneurship（社会起業）」という先端的なコンセプトが 97、98 年頃から米国の一部エリートたちの間で注目されていること、これが新しい職業選択肢のひとつになってきたこと（中略）（2000 年の秋に）ビジネスエリートの養成機関であるハーバード・ビジネススクールとスタンフォード・ビジネススクールでソーシャルアントレプレナーシップの講座が開講されることが決まった（渡邊 2005, p8 ※括弧内は筆者補足）

日本では1995年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに1998年12月に特定非営利活動促進法(通称NPO法)が施行されている。内閣府ホームページによれば、本法は特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することを通して、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としている。法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになる等、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生じる。

そういった中で、駒崎(2016)は、1995年阪神・淡路大震災以降の日本において、新しい形の民間公益活動が“NPO(Non Profit Organization)”として社会に認知されていく一方、2000年代以降、活動を継続させるためにより事業(ビジネス)的な手法で社会的課題を解決していこうとする“事業型NPO”と呼ばれる一群が登場したと指摘している。特定非営利活動促進法(通称NPO法)は、1998年に施行されて以来、2018年9月現在に至るまで5回の制度改正が行われており、税制控除などの活動推進及びNPO団体の信頼性向上のための施策が導入されている。こういった規制緩和が、事業(ビジネス)的な手法が流入可能となった一因でもある一方で、慢性的な運営資金不足に悩むNPO団体は、事業(ビジネス)的な手法を採り入れざるを得ないといった事情も窺える。このような事情から「ビジネス界から人材やノウハウの流入」(駒崎2011, p63)が活発化し、既存の慈善事業的なボランティア活動ではない新たな運営形態としてのソーシャルベンチャーが日本でも勢いをもつようになる。

2. 2. ソーシャルベンチャーにみられる行動原理

では、先述したようなソーシャルベンチャーにおいて、設立者は自身のやりたい事と社会貢献をどのように結び付け、自身のモチベーションとしているのだろうか。病児保育や障害児保育サービスを提供する認定NPO法人フローレンスを2003年に設立し、現在代表理事でもある駒崎弘樹の自著を参照しながら考察したい。彼は1979年生まれで、慶應義塾大学総合政策学部在学中にITベンチャー企業を立ちあ

げるが、その時期から自身の持つキャリアビジョンに疑問を持つようになり、アメリカ留学を経て、「社会の役に立ちたい」という想いを明確に持つようになる。

「失われた 10 年」（バブル崩壊後の 1993～2002 年までの不況）と呼ばれる時期に青春時代を過ごしたが故の社会観について、「いい学校に行って、いい大学に入ると、いい会社に勤められて、いい人生が送れる。そんなの嘘じゃないか。塾の先生、あなたは間違っている。学校の先生、あなたの言っていることには残念ながら納得できない。（駒崎 2011, p31）

このような想いは、駒崎自身が「自分の隠れた欲求」（p60）と形容するように、当初は「六本木ヒルズにオフィスとマンションを構えて、そこでモデルを集めて、パーティーがしたいのか。会社を買って助手席に美女を乗せ、首都高を爆走したいのか」（p29）という IT バブル長者という言葉から連想される典型的な資本主義的成功を獲得したいという自身の自己実現欲求、もしくはキャリアビジョンにある種の空虚さを感じ、それに代わる「やりがい」を模索する中でたどり着いたものといえる。こういった環境では、自己実現と社会貢献が両立することが第一義的に意味をもち、その上に事業としての収益性が求められる。

古谷（2017）は、自己実現欲求が先鋭化するが故に、大義に基づく言動と実際の自己充足的な言動がマッチしない若者を「意識が高い系」として揶揄しているが、「意識が高い系」という言葉が生まれる背景には、そのロールモデルとして「意識が高い」人々の価値観や言動があり、それらを部分的もしくはアドホックに流用する人々が「意識が高い系」であると言い換えることもできるだろう。一方で「意識が高い」人々は常に自身の言動が社会にどのように活かされるかを再帰的に捉えている人々といえ、前述した「失われた 10 年」に青春時代を過ごした若者世代が共有する気質を基に既存の価値観との距離を再帰的に見極めながら醸成された新しい形の行動原理と重なる部分が大きい。このように、ソーシャルベンチャーという運営形態は時代や世代に漂う「意識が高い」価値観を駆動力として誕生し、展開してきているのである。

2. 3. ソーシャルベンチャーと教育課題の接続

井上 (2016) によれば、「日本で新しい担い手たちが教育界に参入してくるのは、二〇一〇年前後である。お互いに無関係な個人や組織が、ほぼ同時期に、よく似た発想で、しかし別々に事業を立ち上げているのだ。」(p107) と「教育への情報技術の応用」という文脈に限って指摘しており、その担い手が教育界の外部からやってくるパターンを「大学生の社会起業」「企業出身者の独立起業」「企業内の新規事業（社内ベンチャー）」の3つに分類している。表 1 の「ICT 関連のソーシャルベンチャー事例（事業および設立者の詳細）」は、井上 (2016) で取り扱われた事例を整理し直したものである。

表 1. ICT 関連のソーシャルベンチャー事例（事業および設立者の詳細）

①大学生の社会起業 ・教育支援 NGO 「E-エデュケーション」(2010 年創業) ：税所篤快 (1989 年生まれ、早稲田大学教育学部卒業) ・無料学習サイト「manabee」(2010 年創業、2015 年から「まにゃびー」) ※2017 年終了 ：花房孟胤 (1989 年生まれ、東京大学分科Ⅲ類卒業)
②企業出身者の独立起業 ・「クイッパー (Quipper)」(2011 年創業) ：渡辺雅之 (1974 年生まれ、DeNA の共同創業者・元マッキンゼー社員) ・「イーボード (eboard)」(2012 年創業、2013 年 NPO 法人化) ：中村孝一 (1986 年生まれ、大阪外国語大学卒業、元アクセンチュア社員)
③企業内の新規事業（社内ベンチャー） ・「すらら」(2004 年参入、2010 年独立) ※ベンチャー・リンク社の新規事業 ：湯野川孝彦 (1960 年生まれ、大阪大学基礎工学部卒業) ・「受験サプリ」(2011 年参入、2016 年から「スタディサプリ」) ※リクルート社の新規事業 ：山口文洋 (1978 年生まれ、慶應義塾大学商学部卒業)

※井上 (2016) を参照して作成

2000年代から2010年代にかけて有名大学、もしくは有名企業に在籍しつつも、ソーシャルベンチャーという運営形態に着目し、起業するという共通した構図は着目すべき部分である。

若い頃からどうしたら貧困をなくせるか、という夢のようなことを考えてはアイデアの糸口すら掴めず思考停止してきた。しかし端末、通信、ソーシャルなど各種インフラが出揃ったように見える現在、DeNAでの数多くの失敗で鍛えられた今の自分なら、新しいテクノロジーや他領域からのノウハウを活用しきること、デジタル学習への入り口をこじ開けるぐらいはできるのではないかと思った。これがQuipperの起業の動機である(中略)あまりにも事業として面白そうすぎて、これは自分でやらないともったいない。そんな思いが高じて創業したのがQuipperである。(渡辺, 2013)

引用文は渡辺自身が寄稿した雑誌記事であるが、不便や不可能な状態を有名企業で培った自身の手腕で解消することで社会的課題への解決に繋がっていくことが強調されている。2000年初頭は、いわゆるゆとり教育への反省的なまなざしが強まり、学力低下論争が盛んに交わされた時期でもある。既存の学校教育への不信が募る中で、「PISAショック」の反動から北欧の教育への羨望(竹内, 2016)が強くなるだけでなく、最新の情報科学技術を取り入れることで教育課題を乗り越えようとする社会公益性の高い姿勢と合理的な手法にも価値が見出されたのであろう。それらは革新性と合理性を併せもつことで、多くの人々が閉塞感を抱える21世紀初頭の社会状況にマッチしたといえる。

3. 不登校支援に関連したソーシャルベンチャーによる教育関係NPO・企業

3. 1. 文部科学省行政と教育関係NPOの協働

文部科学省は2010年に、「1998年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施

行されてから丸 12 年経過し、特定非営利活動法人（NPO 法人）の数は増加のいつとをたどり、2011 年 2 月末時点では、42,121 団体となっている。そしていま、NPO は「新しい公共」の担い手として、今後更に重要な役割を担うことが期待されている」として、日本全国で教育関連事業に取り組む NPO について、当時の活動概要などの情報を収集するためのヒアリングや調査を行っている。ヒアリング調査の対象が 100 団体、事例調査の対象が 293 団体の合計 393 団体となっており、文部科学省として意識的に教育関係 NPO 活動をと協働していく姿勢を示すものでもあった。

調査結果は、「学校への支援活動」「地域における学習支援」など計 20 のカテゴリーで団体を分類し、ホームページ上で公開されている。本稿では「2-3 不登校・ニート・ひきこもりに対する支援」で取り上げられている 23 団体に着目する。

表 2 の「不登校・ニート・ひきこもりに対する支援を行う 23 団体の基本情報」は、文科省ホームページ上で公開されている 23 団体の団体設立年・NPO 法人認証年・事業内容をまとめたものである。団体によっては、活動が多岐に渡っている場合もあるが、主な事業内容に沿って分類した。結果、23 団体中 16 団体は 2000 年代に設立された団体であり、23 団体中 14 団体が不登校支援を主な事業内容としていることがわかった。

文部科学省は調査団体の選定項目として、「新たな課題を発見し課題解決に向けた道筋をつけている。」「社会の問題に真摯に取り組み、構造的な原因や理由を見いだしている。」等の計 9 項目を掲げており、どの団体も社会的課題を解決することを目的としたソーシャルベンチャー性を有しているといえる。

しかし、1970 年代から 80 年代に生まれた学校の荒れ、それに伴う管理教育批判を背景に、東京シューレのように親の会といった当事者起点で展開してきたものではなく、2000 年代以降に新しい担い手として「失われた 10 年」に青春時代を過ごした若者世代によって設立された教育関係 NPO に着目したいという本稿の問題意識を基に作成したのが、表 3 「不登校支援に関連した教育 NPO 団体と設立者の経歴」である。表 2 で取り上げた 23 団体の中で不登校支援を主な事業内容とし、2000 年以降に団体設立されたものに絞り、設立者の氏名・生年・出身大学・前職の情報を加えている。また 1970 年以降に生まれた設立者及び関連情報に下線を付している。

ソーシャルベンチャーの思想
 一不登校支援の市場化、もしくは新しい協働を見据えて―

その結果、「With 優」「トイボックス」「NPO スチューデント・サポート・フェイス」の3団体が該当した。これらを本稿の定義するソーシャルベンチャーによる教育関連NPOと設定し、その設立経緯を次節で取り上げたい。ただし、資料の制約などから、本稿では「トイボックス」に限定して取り扱う。⁽²⁾

表2. 不登校・ニート・ひきこもりに対する支援を行う23団体の基本情報

	団体名	設立年	認証年	事業内容
1	With優	2007年	2009年	不登校支援
2	東京シュール	1985年	1999年	不登校支援
3	NEW VERY	2002年	2009年	若者自立支援
4	トイボックス	2002年	2003年	不登校支援
5	ホース・フレンズ事務局	2004年	2004年	若者自立支援
6	東北青少年自立援助センター 蔵王いこいの里	1986年	2008年	若者自立支援
7	寺子屋方丈舎	1999年	2001年	不登校支援
8	越谷らるご	1992年	2001年	不登校支援
9	彩星学舎	1998年	2002年	不登校支援
10	セカンドスペース	2003年	2003年	若者自立支援
11	ニュースタート事務局	1995年	1999年	若者自立支援
12	仕事工房ポパロ	2007年	2008年	若者自立支援
13	ドリーム・フィールド	2003年	2003年	若者自立支援
14	トルシーダ	2002年	2003年	不登校支援
15	チャレンジスクール三重	2005年	2005年	不登校支援
16	恒河沙母親の会 安養寺フリースクール京都校 大津校	2000年	2005年	不登校支援
17	夢街道・国際交流子ども館	2001年	2001年	不登校支援
18	ハートツリー	2002年	2006年	若者自立支援
19	箱崎自由学舎 ESPERANZA	2005年	2005年	不登校支援
20	NPOスチューデント・サポート・フェイス	2003年	2003年	不登校支援
21	フリースペースふきのとう	1988年	2010年	若者自立支援
22	麻姑の手村	2003年	2003年	不登校支援
23	珊瑚舎スコーレ	2001年	2003年	不登校支援

表3. 不登校支援に関連した教育NPO団体と設立者の経歴

	団体名	設立年	認証年	事業内容	設立者	生年	最終学歴	前職
1	With優	2007年	2009年	不登校支援	白石祥和	1981年	山形大学	小学校教員
4	トイボックス	2002年	2003年	不登校支援	白井智子	1972年	東京大学	松下政経塾を経て立ち上げ
14	トルシーダ	2002年	2003年	不登校支援	伊東浄江	1957年	愛知県立大学	日本語教室経営
15	チャレンジスクール三重	2005年	2005年	不登校支援	玉村典久	1958年	北海道大学	高校教員
16	恒河沙母親の会 安養寺フリースクール京都校 大津校	2000年	2005年	不登校支援	福島美枝子	1952年	東京経営短期大学	中学教員
17	夢街道・国際交流子ども館	2001年	2001年	不登校支援	比嘉昇	1940年	大卒	小中学校校長
19	箱崎自由学舎 ESPERANZA	2005年	2005年	不登校支援	青藤始彦	1944年	九州大学大学院	大学学長
20	NPOスチューデント・サポート・フェイス	2003年	2003年	不登校支援	谷口仁史	1976年	佐賀大学	卒業後団体立ち上げ
22	麻姑の手村	2003年	2003年	不登校支援	車間光哉	1957年	大卒	小学校教頭
23	珊瑚舎スコーレ	2001年	2003年	不登校支援	星野人史	1948年	大卒	高等学校校長

3. 2. トイボックスの設立経緯

トイボックスの設立者である白井智子は1972年生まれで、1995年東京大学法学部卒業し、その後は松下政経塾で入塾、1999年に沖縄にフリースクールを立ち上げている。

渡邊(2005)の著書から白井の教育に対する価値観をひも解くと、その原点は幼少期の海外生活にあることがわかる。「父親の転勤により、幼稚園から小学2年生まで、オーストラリアのシドニーで過ごし」ており、現地の幼稚園や小学校の「基本的にひとりひとりの能力と性格を測り、その良いところを伸ばし、愛情をもって見守るという」教育の雰囲気が自分の肌に合ったとする一方で、日本への帰国後に転校した日本の小学校はその正反対の光景であったとする。「日本の教育は間違っている」と教育を変革したい想いに駆られ東京大学に進学するが「大学では目につくのは暗い表情をした人ばかり。人生について、その意味を語り合えるような仲間はいほとんどいなかった。何かに燃えている人、生きる意味を考えて何かに取り組んでいる人なんて、日本にはいないんだろうか。いったい彼らにとって幸福とはなんだろうか。」と感じ、その原因を日本の学校で重視される「偏差値」教育に見出すようになる。

学校の中ではおかしいと思うことはたくさんあるけど、中からは何も変えられないんだ」という思いから、1999年沖縄に「ドリーム・プラネット・インターナショナルスクール」を開校する。当初、英語と日本語のバイリンガル指導を軸に小規模に運営することを想定していたが、結果的に全国から130名を超える子どもの入学があり、その内訳はほとんどが不登校や非行といった問題を抱える子どもたちであったという。

この取り組みがビジネスとして成功し始める一方、経営者と白井自身が目指す方向は異なり、2002年に夫の転勤を機に大阪に移り住み、2003年に大阪府池田市の共同プロジェクトとして、不登校児などを対象とした相談室として2002年に「スマイルファクトリー」を開校し、発達障害を持つ子どもも視野に入れながら活動を行っている。スマイルファクトリーは、大阪府池田市教育委員会と連携して発達障害を含む不登校の子どもたちのスクーリングや相談事業を活動のひとつとしたNPO

法人団体である。2003 年には大阪府池田市より委託を受ける新しい「がっこう」を開設し、行政との連携を視野に NPO 法人トイボックスを設立し、現在に至っている。

3. 3. キャリア教育支援事業から不登校支援事業への展開

一方で、キャリア教育という不登校支援とは異なる文脈でソーシャルベンチャーとして団体を設立したが、活動の展開の中で不登校支援にも携わるようになった事例もある。「特定非営利活動法人 NPO カタリバ」は、前掲の文部科学省調査では、「1-3 キャリア教育・職業教育支援」に分類されている団体である。日本の若者の自己肯定感の低さに問題意識を持った代表の今村久美（1980 年生まれ、2002 年慶応義塾大学環境情報学部卒業）と副代表の竹野優花（1977 年生まれ、2002 年明治大学文学部卒業）によって、2 人が在学中の 2001 年に設立された「NPO カタリバ」は、高校生の内発性を引き出す大「ナナメの関係」を軸にした大学生との対話を行うプログラム（「カタリバ」）を提供することで子どもたちの意欲や自己肯定感を高めより明確なキャリアビジョンの育成に寄与する活動を主とした団体である。

表 4「NPO カタリバの沿革」は、NPO カタリバの事業展開をまとめたものであるが、東日本大震災の発生を機に、高校生のキャリアビジョンの形成を目的とした「カタリバ」の取り組みだけでなく、2011 年に宮城県女川町に被災地の放課後学校（コラボ・スクール ※同年に岩手県大槌町に、2016 年に熊本県益城町）をオープンしている。2015 年には東京都文京区に中高生の秘密基地「b-lab（ビーラボ）」を、2015 年には島根県雲南市教育委員会からの委託を受けて教育支援センター「おんせんキャンパス」を開設している。直近では 2016 年に東京都足立区から委託を受け子どもの貧困問題へのアプローチを目的とした中学生のための居場所兼学習支援事業「アダチベース」を開設している。特に 2015 年の「おんせんキャンパス」及び 2016 年の「アダチベース」の委託事業は不登校の子どもを対象としたものであり、キャリア教育支援の実績が評価される中で、不登校支援事業での成果も期待されるようになったといえ、キャリア教育支援事業から不登校支援事業へと展開していった事例といえる。

表 4. NPO カタリバの沿革

	項目
2001	NPO法人カタリバ設立→「カタリバ」事業を中心に展開
2011	東日本大震災の発生→宮城・岩手に「コラボ・スクール」開校（被災地放課後学習支援）
2013	「コラボ・スクール」にてプロジェクト型学習「マイプロジェクト」をスタート
2014	「全国高校生マイプロジェクト」がスタート
2015	東京都文京区委託事業「文京区青少年プラザb-lab」（中高生の居場所づくり）をスタート A県B市教育委員会委託事業として教育支援センターの運営開始
2016	熊本地震の発生→熊本に「コラボ・スクール」開校（被災地放課後学習支援）
2017	福島県に学校併設型の「コラボ・スクール」開校（被災地放課後学習支援）

※NPO カタリバ事業報告会配布資料（2018/8/30）を基に作成

では、NPO カタリバはどのような経緯で設立されたのか。上坂（2016）の著作によれば、今村が子どもたちの「心に火を点ける」上で「ナナメの関係」の必要性を体感したのは、目標を見失っていた高校時代に慶應義塾大学SFCキャンパスを見学し、バイタリティ溢れる大学生の姿を目にした時であり、「このときの体験が自分のなかにロールモデルを生み出し」たと記されている。

今村は現状の学校教育を、「価値のモノサシ」が「センター試験的学力」か「スポーツ」に限定されており、多様な価値観が認められることはなく、また授業形式も「一方通行の講義型授業が大半なので、小中学校のあいだは、自分にとっての評価基準を設定することができない」と評する。大学入学後、東京に出て忙しくも充実した毎日を過ごす自身に対し、故郷の岐阜に残る友人たちが「大学がつまらない」「おもしろくない」と呟くのを目にして、今村は「早い段階で自分の人生や学び続ける機会」を創出することの必要性を感じ、この体験がカタリバ設立の直接のきっかけとなったとする。当時の慶應義塾大学助教授であった鈴木寛氏やリクルートの支援を受けながら、「マーケットをつくり、利益をあげる活動」として成立する「収益モデル」の確立を念頭に、カタリバの副代表である竹野と共にカタリバの活動事業に取り組み始めている。2016年度（2016年9月-2017年8月）の収支を参照してみると、経常収入計が754,696,996円、経常費用計：615,859,509円であり、ソーシャルベンチャーとして現状高い収益性を有している。

3. 4. ソーシャルベンチャーによる株式会社立企業の登場

ソーシャルベンチャーは収益性(株主の利益)の追求がその社会的使命と相反し、団体の活動の幅を抑制することも考えられるため株式会社という形態とはあまり馴染みがない。しかし、そんな中であえて株式会社として企業をたちあげ、その役目を果たそうとしている事例もある。

株式会社 LITALICO は、発達障害を持つ子どもや親への教育プログラムのサービス提供を主とした株式会社である。代表取締役である長谷川敦弥は1985年に生まれ、2008年名古屋大学理学部数理学科卒業し、2009年に株式会社 LITALICO 代表取締役に就任している。その経緯とはどのようなものなのだろうか。長谷川(2016)の著作によれば、長谷川は自身をはっきりとした診断を受けたわけではないが ADHD (注意欠陥多動性障害) の傾向があると述べている。そういった特性から小中高時代は「問題児」で「みんなとの違いに苦しんだ」と回顧しているが、大学時代の焼肉屋のアルバイトで求人や集客の業務を任せられ評価されたことを通して「“独創的に考え、リスクを恐れず、すぐさま行動できること”は素晴らしい才能」だと自分の特性を肯定的に捉えるようになったという。その後、東京の IT ベンチャーでインターンとして3年間働き、「ビジネスや技術の力で世界は変えていける」という実感をもつようになる。また、友人の紹介で、重度障害者の入所施設を見学したことを通して、障害者やその親などすべての人が「障害があっても幸せになれる社会をつくりたい」という思いを抱き、大学卒業後障害者の就労支援を行っていた LITALICO に入社することとなる。

こういった想いや経験は実際に LITALICO の「障害のない社会をつくる」という企業理念や「利他・利己」という社名の由来にも反映されており、提供サービスでも徹底的に子どもの特性に合わせたオーダーメイドの環境づくりに重きを置いている。また、長谷川は本当に社会を根本から変えていくなれば、「①ビジネスの力、②技術の力、③みんなの力」の3つの力が欠かせないと述べている。特に「①ビジネスの力」では「公共サービスではどうしても公平性を重視し、最大公約数的な仕様になりますから、最先端の技術や知識を採り入れて、一部の子どもたちに対して教育を行うのは原則として難しい」と述べ、「展開スピードの速さや多様な人材活

用」を基にした積極的な事業展開が可能となるのは「ビジネスとして持続可能な形をつくり、多くの関係者と信頼関係を築くことで協力者を集め、限りある資源を最大限効率的に活用しているから」だと理由づけている。

4. 考察

前章では、ソーシャルベンチャーによって設立された不登校支援を行う団体・企業、特に「トイボックス」「NPO カタリバ」「株式会社 LITALICO」の3団体（企業）に着目し、団体設立の経緯やそれぞれの独自の教育理念や実践を下支えしている設立者および代表者のライフストーリーなどの整理を行った。それでは、これらの取り組みは従来のフリースクールにおけるものとどのように異なり、不登校支援の内容にどのような影響を与えているのか。

三者の設立者に共通することは、既存の学校教育との差異を打ち出すことで特色を出すことであり、既存の学校教育に否定的であることは既存のフリースクール運動と同じであるが、より良い学校教育プログラムで子どもを学校に惹きつけようとすること、協働により学校教育の内側に目を向けて改良していこうとする方向性をもつことは大きく異なる点であろう。言い換えれば「学校的なものの脱色」を行いつつも、そこから「オルタナティブ性の表出」に向かうのではなく、あくまでも学校教育の補完的役割を担っている。

また、当事者としての不登校経験が出発点になっていないことも特徴的である。それぞれの設立者が既存の学校教育への違和感を述べているが、不登校という状態を経験したわけではなく、また結果的に有名大学を卒業していることをふまえれば、不本意であったとしても学校教育によりよく適応し、その恩恵を受けてきた存在といえる。既存のフリースクール運動は、奥地圭子自身もそうであったが、自身の子どもが不登校状態になり学校制度への疑問をもったことからによるもので当事者性が非常に強い。

これらのことから窺えるのは、学校教育制度を前提にした「課題解決的」態度で、既存のフリースクール運動で見られた学校教育制度を前提としないラディカルな「社会変革的」態度とは異なる。つまり、ラディカルな「社会変革的」態度は、「社

会公益性」の点で理解が得られにくく、結果的に「収益性」と相反する可能性があるからであり、ソーシャルベンチャーの思想的特性を反映している。

5. まとめ

本稿では、ソーシャルベンチャーとして設立された不登校支援を行う団体・企業に着目し、新たな主体の出現として捉えることにより、学校外の居場所の近年の動態を素描することを試みた。ソーシャルベンチャーとして設立された不登校支援を行う団体・企業は、これまでの当事者を中心とした自助グループが起点となって展開してきた団体とは異なり、ビジネス的手法を活用して教育課題を解決するという合理性に価値がおかれる。こういった点是不登校支援が市場化され、利用者の多様な学校制度へのスタンスが画一化される危険性を孕む一方で、ビジネス的手法がもつスピード感から課題の変容に応じて柔軟にその手法や形態を変容させていくことができるともいえる。

本稿は、学校外の居場所の近年の動態を素描するために各団体・企業の概要のみを検討するにとどまった。各団体・企業の具体的な実践内容の検討や学校教育との具体的な協働のありかた、可能性についての検討は今後の課題としたい。

<註>

- (1) 内田・神崎・濱沖(2018)は、2000年以降の通信制高校に関する設置基準の緩和に着目し、近年の通信制高校の数の増加について考察を行っている。報告要旨では跡地利用を活用しながら株式会社立の新たなタイプの学校設置が目立っていることを指摘しており、不登校支援の市場化というトレンドを捉える上で興味深い。
- (2) 今回は設立者の自著もしくは聞き取りを基にした第三者による著作のみを資料として用いた。その他の多様な媒体を資料として用いる可能性も大いに残されている。今後の課題としたい。

<参考文献>

井上義和, 2016, 「教育のビジネス化とグローバル化」 大澤真幸ほか編『岩波講座現代 学習

- する社会の明日 8』岩波書店, pp103-130.
- 古谷経衡, 2017, 『「意識高い系」の研究』文春新書。
- 長谷川敦弥, 2016, 『発達障害の子どもたち、「みんなと同じ」にならなくていい。』SB 新書。
- 駒崎弘樹, 2011, 『「社会を変える」を仕事にする 社会起業家という生き方』ちくま文庫。
- 駒崎弘樹, 2016, 『社会を変えたい人のためのソーシャルビジネス入門』PHP 新書。
- 上坂徹, 2010, 『「カタリバ」という授業 社会起業家と学生が生み出す“つながりづくり”の場としくみ』英治出版。
- 奥地圭子, 2005, 『不登校という生き方 教育の多様化と子どもの権利』日本放送出版協会。
- , 2015, 『フリースクールが「教育」を変える』東京シュレー出版。
- 高山龍太郎, 2018, 「オルタナティブ教育と教育機会確保法」『第2回オルタナティブ教育共同研究会配布資料』。
- 竹内里欧, 2016, 「近代主義の残像」としてのフィンランド教育ブーム」大澤真幸ほか編『岩波講座現代 学習する社会の明日 8』岩波書店, pp71-102。
- 内田康弘・神崎真実・濱沖敢太郎, 2018, 「なぜ通信制高校が増えたのか—私立校の設置認可行政に着目して—」『日本教育社会学会第70回大会発表要旨集録』, pp106-109。
- 渡邊雅之, 2013, 「DeNa を辞めて起業するとは思っていなかったのに、なぜ学習サービス Quipper をはじめたか」『Harvard Business Review』(2013 年 7 月 19 日号)。
- 渡邊奈々, 2005, 『チェンジメーカー 社会起業家が世の中を変える』日経 BP 社。

<参照 URL>

- 株式会社 LITALICO (<http://litalico.co.jp/service/> 最終閲覧日 2018 年 9 月 27 日)
- 内閣府 NPO ホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/> 最終閲覧日 2018 年 9 月 27 日)
- NPO カタリバ (<https://www.katariba.or.jp/> 最終閲覧日 2018 年 9 月 27 日)
- 文部科学省教育関係 NPO 法人の活動事例集
(http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/npo/index.htm 最終閲覧日 2018 年 9 月 27 日)
- トイボックス (<https://www.npotoybox.jp/> 最終閲覧日 2018 年 9 月 27 日)

<謝辞> 本研究は、JSPS 科研費（課題番号 18K13098）の助成による研究成果の一部である。

カンボジア人の氏名に関する一考察

ーフランス植民地期における創氏の試みとその失敗ー

傘 谷 祐 之

1. はじめに¹

氏名とは、社会において個人を他人から識別するための標識であり、同時に、個人にとってはその人格の象徴とされる。それゆえ、氏名は、ある国では法令の明文の規定で、ある国では学説や判例によって保護されている [大森 1991: 25-40] [田中 1999: 702-743] [五十嵐 2003: 148-162] [二宮 2013: 257-270]。本稿で取り上げるカンボジアでも、日本の支援を受けて2007年に公布された民法は、氏名を人格権の一つに位置付け(第10条)、その保護を図っている。

しかし、カンボジア人の氏名の構造は、複雑である。厳密に言えば、カンボジア人の多くは、「氏」²にあたるものをもたない。天川 [1994] および上田 [2012] によれば、カンボジア人の名前は、前半部分と後半部分との二つの部分からなり、後半部分は自身の個人名であるが、前半部分は父親の個人名であることが多い、という。上田 [2012] の挙げる例では、「クン・プロム」という名の人物がいたとすると、その子は「プロム・チュオン」となり、さらにその子は「チュオン・ナート」となる。このような命名法は、「しりとり」に喩えられる [天川 1994: 160-161] [上田 2012: 40]。

しかし、この「しりとり」式を原則としつつ、例外として、名前の前半部分に父親の個人名ではなく父方の祖父の個人名を用いる場合もあり、また、「氏」に相当するものをもっている家族もある、という [天川 1994: 161] [上田 2012: 40-41]。このような「しりとり」式の原則とその例外は、現在では、法制度上も公認されている³。

歴史的に見ると、カンボジア人は、20世紀のはじめまでは、個人名しか

もたなかった。カンボジアは、1863 年にフランスの保護領 (protectorat) となったのであるが、フランス人植民地官僚エティエンヌ・エイモニエ (AYMONIER, Etienne) が 1900 年に公刊した著書には、カンボジアには「氏 (Les noms patronymiques) は存在せず、男も女もその出生の時に与えられた固有の名しかもっていない」との記述がある [Aymonier 1900: 32]。

そうすると、次のような疑問が生じる。カンボジア人が今日のように二つの部分からなる名前を用い始めたのは 20 世紀に入ってからだと考えられるが、その時期は具体的にいつからか。また、いかなる経緯から現在のような複雑な氏名制度となったのか。

そこで、本稿では、カンボジア国立文書館 (Les Archives Nationales du Cambodge: ANC) が所蔵する植民地期の大臣会議 (Conseil des Ministres) の議事録、官報 (*Bulletin administratif du Cambodge*: BAC)、法令集、その他の資料を利用することで、上述の疑問に回答することを試みる。

2. 氏名王令による氏の創出

植民地期の官報や法令集を確認すると、カンボジアに氏名制度を導入したのは、1907 年 7 月 16 日王令 (Ordonnance Royale) 第 29 号 (以下、「氏名王令」という。後掲資料も参照のこと) である [Protectorat du Cambodge 1912: 25]。氏名王令の立法の目的や、立法を推進したのが誰かについては、残された資料からは不明である⁴。

氏名王令は、全 4 箇条であり、その第 1 条で、「全てのカンボジア人……は、この王令の日より、氏及び名を称しなければならない」と規定する。同王令のフランス語版では、氏は「un nom de famille」、名は「un nom particulier ou prénom」であり、カンボジア語版では、氏には「チモホ・トロコール」(「一族の名前」の意)、名には「チモホ・コムノウト」(「生まれの名前」の意)」という語を用いている [ANC RSC 33285]。

しかし、カンボジア人は氏名王令の布告の時点では氏をもっていないの

で、新しく氏を創り出す必要がある。その方法として同王令が指定するのは、「存命する最年長の父祖 (premier père, actuellement vivant)」の名を氏とする方法である。同王令は、当時の首相ポク (Poc) ⁵の家族を例に挙げている。その例によれば、ポクの子はドゥチ (Duch)、その子 (ポクの孫) はヘール (Hel) ⁶、さらにその子 (ポクの曾孫) はティアン (Thien) という名であったが、同王令の布告後は、彼らはそれぞれポク・ドゥチ、ポク・ヘール、ポク・ティアンと名乗る。一方で、ポクの父は既に死去しているので、ポク自身は同王令の布告後も氏をもたず、自分の名であるポクのみを名乗る。

第2条は、女性が婚姻した場合についての規定である。妻は、自らの名を、夫の氏と名との間に挿入して氏名とする。つまり、語順は「夫の氏・妻の名・夫の名」となる。

第3条は、王族についての規定である。1907年当時の国王シソワット (Sisowath、在位 1904-1927年)の子孫は、氏としてシソワットを名乗る。一方で、先王でありシソワットの異母兄にあたる故ノロドム (Norodom、在位 1860-1904年)の子孫については、ノロドムの即位前の名であるリアチアヴォッテイ (Réachéa Vâtdey) を名乗る⁷。

第4条は、氏名に関するものではなく、王族女性の称号 (titre) についての規定である。

以上が氏名王令の規定するところである。しかしながら、当時のカンボジアでは、すべての人に氏がなかったわけではなく、外国人を先祖にもつなどの理由で氏をもっている者もいた。たとえば、ポクの後任の首相となったコル・デ・モンテイロ (de MONTEIRO, Col) ⁸がそうである。氏名王令には既に氏をもっている人々を例外とする規定はないので、王令を厳密に適用すれば、彼らは元々の氏を放棄し、その時点での「最年長の父祖」の名を氏としなければならない。しかし、実際には、彼らは氏名王令に従うことなく元々の氏を使用し続けた⁹。本来ならば、氏をもっている者を例外

とする規定を王令中に置く等の措置を講ずるべきであったと思われ、植民地期の立法技術の稚拙さが垣間見える。

カンボジアは、このようにして氏名王令によって氏を導入した。王令に従えば、カンボジア人は、ポクのように「最年長の父祖」が自分自身である者らを除いて、氏をもつはずであった。

3. 氏名制度の運用上の諸問題

カンボジア国立文書館に残る資料によれば、この氏名王令は立法者が意図したとおりには適用されず、後になって次のような問題が生じたことが確認できる。

1) 「氏」と「名」との混同

まず、氏名王令の布告から15年後の1922年、スヴァイリエン(Soairieng)管区の植民地行政を担当するフランス人理事官(Résident)は、同王令が「総じて現地人当局に理解されておらず、頻繁な誤解が生じている」と報告した。この報告を取り上げた同年2月18日の大臣会議第431回会議の議事録によれば、「誤解」とは氏と名との混同である¹⁰。その原因として彼が指摘するのは、たとえば「出生証書に代わる公知証書(les actes de notoriété tenant lieu d'acte de naissance)」において、フランス語の「当事者の氏(nom de l'intéressant)」に対応するカンボジア語の訳語として「チモホ」を、「名(prénom)」の訳語として「サエ」¹¹を用いたことである。カンボジア人にとっては、一般に、「チモホ」という語は個人名を想起させ、一方で、「サエ」という語には馴染みがない、と彼は述べる。彼は、代わって、氏を「ニアム・トロコール」(「一族の名」の意味)¹²、名を「ニアム・クルオン」(「自身の名」の意)と訳すことを提案し、大臣会議は、この提案を承認した。合わせて、この決定を理事官らや州当局に周知するために通達(Circulaire)を発出することを決定したが、この通達は、筆者は未見である。

ここでは、次の点を指摘しておきたい。すなわち、公知証書の従来の文

言である「チモホ」「サエ」にしても、修正後の文言である「ニアム・トロコール」「ニアム・クルオン」にしても、氏名王令が用いる文言である「チモホ・トロコール」「チモホ・コムノウト」とは異なることである。スヴァイリエン理事官が取り上げたのは出生証書に代わる公知証書のみであるが、他の公的な書類にも文言の不統一が見られる。たとえば、1911年頃に作成されたと思われる出生証書等の書式では、氏を「ニアム・トロコール」とし、名を単に「ニアム」としている[ANC RSC 12863]。このような文言の不統一は、フランス語を解しない庶民や地方官吏らが混乱した原因の一つだと思われる。

2) 「氏」に代わる「父の名」の使用

次いで、1933年4月、今度はコムポンチャーム(Kompong-Cham)の理事官が、カンボジア全土における植民地行政の責任者である理事長官(Résident supérieur)に対して書簡を送付し、氏名王令が遵守されていないことに注意を促した。彼は、カンボジア人に関する公的な書類にはしばしば氏の記載が無い、あるいは、「時には、1907年当時の家長(chef de famille)の名を気にかけることなく、父の名が氏とされる」と記している¹³。

おそらくはこの指摘を受けてのことと思われるが、翌月、内務・宗教大臣と司法大臣は、州知事(Chaufaikhêt)や郡長(Chaufaisrok)といった地方官吏や、各裁判機関の長官らに宛てて、共同通達を発出した。この通達によれば、このような誤りは非難されるべきであって、なぜならば「氏として任意の名を用いるのを許すことでカンボジア人の家族の利益を害するから」だという¹⁴。そして、通達を受け取った地方官吏や各裁判機関長官らに、通達中に示された氏名の模範例を活用して、その管轄下にある人々や官吏らの注意を促すよう指示している。

さらに、10年後の1943年、カンボジア王国政府は、改めて氏名について定める同年8月17日王令(Kram)第64 N.S.号を布告した。同王令は、第1条において、「カンボジア臣民はすべて、氏(nom de famille)及び名

(nom particulier) をもつ」と規定した [BAC 1943: 1719-1720]。王令中には明示されていないが、氏名王令を廃止してこれに取って代わったものと思われる。

同王令の布告に合わせて、内務大臣と司法大臣は、州知事らや司法関係者らに対して、この王令の正確な適用を求める共同通達を発出した。通達は、氏名について次の例を挙げている。「Sok Mên という呼称においては、Sok は氏を意味し、Mên は名を意味する」のであり、「Sok に、Kang と Mey という 2 人の男子と Malis 嬢という 1 人の女子とがあるとする。これら 3 人の子どもは、彼らを指し示す今日までの誤った習慣 (la mauvaise habitude) のように Mên Kang、Mên Mey そして Mên Malis 嬢と呼ばれるのではなく、Sok Kang、Sok Mey そして Sok Malis 嬢と呼ばれる」¹⁵。

これら 2 つの通達から、氏の代わりに父の名を使用する命名法は、1933 年には既に存在したこと、そして、1943 年には「誤った習慣」と呼ばれる程度に広まっていたこと、が確認できる。

3) 「誤り」はなぜ生まれたか

この「誤り」は、なぜ生まれたのか。筆者が入手し得た資料には、その答えを明示するものは無い。しかし、ある程度の推測は可能である。

最大の原因は、「存命する最年長の父祖」の名を氏とする方式であろう。この方式では、氏名王令布告の時点での「存命する最年長の父祖」を第一世代と考えた場合の第二世代（前述のポクー族の場合にはドゥチの世代）は「父の名・自分の名」型の氏名をもつ。この第二世代が、自分の氏名を「氏・自分の名」と認識していたのか、それとも「父の名・自分の名」と認識していたのか、が問題である。ポクー族の場合は、四世代にわたって同時に氏名をもったので、後者のように認識するとは考えにくい。しかし、1907 年には第三世代（ヘールの世代）以降がまだ生まれていなかった家庭では、ありうる誤解と思われる。そして、このような家庭で、後に第三世代に属する子が生まれた際、第二世代に属する親が、自分の氏名が「父の

名・自分の名」であるとの認識から類推して、その子に「自分の名・子の名」と名付けることも理解できる¹⁶。

それに加えて、次の可能性も考慮すべきである。第1に、氏の創出は、大臣会議の主導で、いわば上から押し付けられたものであった。そのため、カンボジアの人々の多くは、氏とは何か、なぜ必要なのか、を理解していなかったのではないか。第2に、大臣会議は、人々から各種の届出を受理して証書を作成する行政村（クム）の官吏らに直接的に指図するのではなく、州知事や郡長らを介して指示を与えている。このような間接的な情報伝達が、大臣会議の意図を行政村レベルまで正確に伝えることを妨げたのではないか。そして、第3に、カンボジア語の法令や各種書類上の文言の不統一が混乱を助長したのではないか。これらの要因のいくつかが組み合わせあった結果、今日の「しりとり」式の原則とその例外が生まれた、というのが現時点の仮説である。

4. おわりに

カンボジアは、1907年に、氏名王令によって氏を創設しようと試みた。しかし、その試みは、立法者の想定とは異なる結果を生み、遅くとも1940年代には氏の代わりに父の名を使用するという「誤り」が広がっていた。

植民地期に生まれたこの「誤った習慣」は、現在ではもはや誤りとみなされず、完全に定着したように思われる。氏名王令は、法が立法者の意図しない形で受容されてしまったという意味では、失敗と言えよう。このような歴史的経緯が今日のカンボジアにおける氏名権の解釈に影響を与えることは言うまでもない。また、日本は、現在、アジアの開発途上国が法制度を整備するのを支援しているが、この失敗例から得られる教訓もあるだろう。

また、本稿では十分に触れることができなかったが、氏名王令が女性配偶者にのみ氏を改めるよう強制し、それによって一定の範囲の家族に共通

の氏をもたせようとしたこと、「存命する最年長の父祖」の名、別の言い方では家長の名を氏と定めたことは、フランス植民地当局がカンボジアに家父長制を導入しようとしたことを示唆している。この点は、植民地支配の理念である「文明化の使命 (mission civilisatrice)」とは何であり、それがカンボジアをはじめ旧植民地諸国の家族制度にどのような影響を及ぼしているのかを検討するために、一つの素材となるだろう。

¹ 本稿は、2018年8月25日にカンボジア王立法律経済大学 (Royal University of Law and Economics) で開催された日本カンボジア研究会・第7回ブノンペン部会で報告した内容に加筆修正したものである。

² 日本語では、「氏」「姓」「苗字・名字」は本来的にはすべて異なる意味をもつが、本稿では、ある家族ないし家系に共通する名という意味で「氏」を用いる。

³ 民事身分(アトラノコーラターン)について定める2000年12月29日政令第103号は、「新生児の氏(ニーム・トロコール)は、家族全員が先祖にならうと定めるところの氏とすることができ、又は父方の祖父の名(チモホ)若しくは父の名とすることができる」と規定する(第18条第1項)。

⁴ 大臣会議は、1907年6月21日の第126回会議において、氏名制度の創出について議論した。しかし、国立文書館が所蔵する大臣会議の議事録には1906年から1910年にかけて欠落があるため、その議論の詳細を知ることはできない。議事録の正本を作成するために準備された草稿と思われる資料には、「会議は、カンボジアにおいて氏および名を創設することを提案する。カンボジア人は、今日まで、各々の家族が一つの氏を持っているヨーロッパの慣例・慣習に比して論理的(logique)ではない固有の名しか持っていない。[提案を：筆者注]採択し、そのために王令を起草する。」とペン書きで記されている[ANC RSC 24306]。ただし、ペンで書かれた文章をその後に鉛筆で修正した形跡が多数あり、議事録として最終的に確定した文言は不明である。

⁵ ボクについては、[傘谷 2016: 99-102]を参照のこと。

⁶ 「Hel」については「Hêl」「Hell」等の綴りもある。また、[傘谷 2016]では、「Hell」を「ハエル」とカタカナ表記した。しかし、その後の調査により、本人が作成したと思しき書類を含む一次資料にも「ハエル」「ヘール」という2種類の綴りがあることが判明した。2種類の表記のうち「ヘール」の方が量的に優勢であるように思われるので、「ボク・ヘール」という表記に改める。

⁷ このノロドム王の子孫の氏名に関する規定は、適用されたか否か、疑問がある。植民地期においても、ノロドム王の子孫で「リアチアヴォッテイ」ではなく「ノロドム」を氏とする例が多く見られるからである。たとえば、ノロドム王の子ビヌ

ヴォン (Phanuvong) 王子は、王令においても「ノロドム・ピアヌヴォン」と表記される。ピアヌヴォンを首相に任命する 1918 年 4 月 4 日王令第 17 の 2 号 (n° 17^{bis}) を参照のこと [BAC 1918: 201]。同様の例は、他にも多数ある。

⁸ コル・デ・モンテイロについては、[傘谷 2016: 103-104] を参照のこと。

⁹ コルの子はピトゥー (Pitou)・デ・モンテイロ、その子はカエンターウ (Kenthao)・デ・モンテイロというように、「デ・モンテイロ」という氏を使用している [Corfield; Summers 2002: 264-265]。

¹⁰ ANC RSC 32324: (431) 13-14. なお、ANC RSC 32324 は、大臣会議の第 430 回から第 446 回までの会議の議事録を集成した資料であるが、全体を通じた頁番号が振られておらず、回毎に 1 頁から始まる。そのため、第 431 回会議の議事録の 13-14 頁目を「(431) 13-14」のように表記した。

¹¹ 「サエ」は、辞書によれば、「姓」を意味する [坂本 1991: 460]。フランス語の「prénom」を「姓」と訳したのであるから誤訳であろう。

¹² 「ニアム」は、辞書によれば「名前」「名詞」を意味する [坂本 1991: 236]。「名前 (チモホ)」との意味合いの違いについては、筆者は不知。

¹³ 1933 年 4 月 10 日付けコムポンチャーム理事官から理事長官宛て書簡第 591 号 [ANC RSC 30207]。

¹⁴ 1933 年 5 月 12 日内務・宗教大臣=司法大臣共同通達第 4 号 [ANC RSC 30207]。

¹⁵ BAC 1943: 1918-1919. この通達のカンボジア語版は未見であり、そのために氏名のローマ字表記をカタカナ表記に置き換えることができない。

¹⁶ 現在のカンボジアの氏名制度では、氏でも父の名でもなく祖父の名を用いることがある。これも同様に、1907 年当時には第三世代までしかいなかった家庭で、第三世代に属する親が、自分の氏名を「祖父の名・自分の名」であると認識していたとすれば、起こりうる「誤り」である。ただし、植民地期の資料では、氏に代えて祖父の名を用いる事例は確認できなかった。

参考文献

天川直子. 1994. 「カンボジア：名前は私的領域のもの」松本脩作・大岩川嫩編『第

三世界の姓名：人の名前と文化』160-165. 東京：明石書店。

Aymonier, Étienne. 1900. *Le Cambodge: le royaume actuel*. Paris: Ernest Leroux,

Corfield, Justin; and Laura Summers. 2002. *Historical Dictionary of Cambodia*. Lanham,

Md: Scarecrow Press.

五十嵐清. 2003. 『人格権法概説』東京：有斐閣。

傘谷祐之. 2016. 「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴(1)」

『Nagoya University Asian Law Bulletin』2: 96-107.

二宮周平. 2013. 『家族法（第4版）』東京: 新世社.

大森政輔. 1991. 「氏名権論」川井ほか編『講座現代家族法 第1巻 総論』25-40. 東京: 日本評論社.

Protectorat du Cambodge. 1912. *Recueil des actes du gouvernement cambodgien*.
Phnom-Penh: Imprimerie du Protectorat.

坂本恭章. 1991. 『カンボジア語辞典』東京: 大学書林.

田中通裕. 1999. 「氏名権の法理」『民商法雑誌』120(4-5): 702-747.

上田広美. 2012. 「お付き合いの秘訣: 名前と呼び方」上田広美・岡田知子編著『カンボジアを知るための62章』40-43. 東京: 明石書店.

(公文書等)

ANC RSC 12863 “Divers modèles d'imprimés pour la justice cambodgienne.”

ANC RSC 24306 “Procès verbal du conseil des ministres en 126^e séance du 21 juin 1907 en français.”

ANC RSC 30207 “Circulaire Inter-ministérielle N.4 du 12 mai 1933 au sujet de l'Emploi du nom de famille et des prénoms des cambodgiens.”

ANC RSC 32324 “Procès verbaux des séances du conseil des ministres. Séance 430 à 446 [13/01/1922-22/11/1922]”

ANC RSC 33285 “Registre d'ordonnances royales 1905 à 1907 (en français et en cambodgien).”

文献略語

ANC Archives National du Cambodge

BAC *Bulletin administratif du Cambodge*

RSC Résident Supérieur au Cambodge

<資料>

1907 年 7 月 16 日王令第 29 号（試訳）

朕……〔中略〕……カンボジア国王は、

1897 年 7 月 11 日王令を参照し、

男女のカンボジア人は、現時点においては、各個人に特有の名しか待たず、世代から世代へと継承されるようないかなる氏も有しないこと、家族と家族とを区別するためには人々に氏を授けることが重要であることを考慮し、この慣行は、ヨーロッパのすべての国において、また、アジアの人々の一部、とりわけアンナン人や中国人の中で行われていることを考慮し、

1907 年 6 月 21 日における、カンボジア駐劄フランス共和国理事長官殿の主宰する大臣会議の第 126 回会議での審議を参照し、

朕と理事長官殿との間に成立した合意を参照し、

大臣会議の提案に基づき、

命令する。

第 1 条 全てのカンボジア人、すなわち王族、大臣、官人（mandarin）、官吏（fonctionnaire）又は庶民は、この王令の日より、氏及び名を有しなければならない。各々の世代の氏は、存命する最年長の父祖の名とする。

〈オクニャー・アケアー・モハー・セナー（Oknha Akha Moha Sêna）〉すなわち現首相はポク（Poc）という名であり、ポクの息子はドゥチ（Duch）という名であり、ドゥチの息子はヘール（Hel または Hêl）という名である。ヘールもまた、ティアン（Thien）という名の子がいる。ドゥチは、ポク・ドゥチという氏名をもち、「ポク・ドゥチ」と署名する。ヘールは、ポク・ヘールという氏名をもち、「ポク・ヘール」と署名する。ティアンは、ポク・ティアンである。口頭では、ドゥチ、ヘール、ティアンは、祖父らの名を頻繁に使用することに起因する軋轢を避けるために、単に

ドゥチ、ヘール、ティアンと呼ばれる。すなわち、ボクは、この家族の氏である。名は、父母によってその考えにしたがって与えられる以上、さまざまでありうるが、氏は常に同一である。氏は、名の前に置く。これまでになされた、各個人に固有の名を用いた全ての署名を変更しないように、署名は、氏の最初の一文字のみに終止符〔.〕を付し、名に続いてマ記さなければならない。たとえば、「P. ドゥチ」「P. ヘール」「P. ティアン」である。ティアンの全ての子及び孫並びに子孫全ては、いずれも「ボク」という氏を保持しつつ、その望む名を名乗るが、一方で、〈オクニャー・アケアー・モハー・セナー〉〔ボク〕は、その父は存命ではないので、その唯一の名であるボクを保持する。

第2条 成年又は未成年の娘は、未婚であるときは、第1条の規定にしたがってその氏を名乗る。彼女たちは、婚姻したときは、自らの名をその夫の氏と名との間に保持するが、彼女らの夫のように呼ばれる。たとえば、シソワット・ドーングマトゥラー (Sisowath Duong Mathura) 王子は、アールンレート (Arunréth) 王女と婚姻した。アールンレート王女は、シソワット・アールンレート・ドーングマトゥラー王女という氏名を名乗り、「S. A. ドーングマトゥラー」と署名する。口頭では、アールンレート王女は、その父母や夫にはアールンレートと呼ばれ、その家族にとっての部外者にはドーングマトゥラー王女と呼ばれる。大臣たちについては、〈オクニャー・アケアー・モハー・セナー〉ボクの妻は、オウ (Oûr) という名を有し、オウ・ボク夫人と呼ばれ、「O. ボク」と署名する。その夫及び父母は彼女をその名で呼び、外部の人は夫の名で、すなわちボク夫人と呼ぶ。官人たちについては、〈オクニャー・アッカラハ・チェンダー (Oknha Akharac Chénda)〉ボク・ヘールの妻は、ボク・ヨーン (Yâng)・ヘールという名を称し、「P. Y. ヘール夫人」と署名する。口頭では、ボク・ヨーン・ヘールは、その父母や夫にはヨーンと呼ばれ、一般にはヘール夫人と呼ばれる。庶民については、その夫がソク (Sok) という氏と

チェイ (Chey) という名をもち、且つ、その妻がスオス (Suos) という名であるとする、スオスは、〈ニアン (Néang)〉ソク・スオス・チェイと呼ばれ、「S. S. チェイ」と署名し、口頭では、その夫及び両親にはスオス、一般には〈ニアン〉チェイと呼ばれる。妻は、その名を維持しなければならない。というのは、離婚のときは、妻はその元夫の氏及び名を名乗るのを止めなければならず、自らの氏を再び名乗り、且つ、その名を保持するからである。夫の死亡により寡婦であるときは、寡婦は、その夫が存命であったときと同じく夫の氏と名とを保持しなければならない。寡婦が、上述の規定にしたがって新しい夫の氏名と彼女の名を名乗るのは、再婚したときのみである。

第3条① 国王陛下については、国王がその即位の前にもっていた名を〔即位後も引き続き〕もつときは、その子たちは、その名を氏として名乗らなければならない。たとえば、朕は公式にシソワット (Sisowath) の名をもち、この名は朕の即位の前には朕の固有の名であった。朕の息子ドーンガマトゥラー王子は、シソワット・ドーンガマトゥラーという名をもち、「S. ドーンガマトゥラー」と署名し、ドーンガマトゥラー王子と呼ばれる。朕の娘レアッカナーチャオム (Léakhnnachhom) 王女は、未婚であるので、シソワット・レアッカナーチャオムという名を名乗り、レアッカナーチャオム王女と呼ばれ、「S. レアッカナーチャオム」と署名する。

② ノロドム (Norodom) 陛下は、王座に就く前にはリアチアヴォッテイ (Réachéa Vâtdey) と呼ばれ、君主の名として異なる名すなわちノロドムを名乗った。もし陛下がなお存命であれば、その子たちは〔前項の規定にしたがって〕リアチアヴォッテイの氏を名乗るところであった。しかしながら、陛下は崩御されているとはいえ、陛下の子たちがこの高貴な氏を継承するのが妥当である、と朕は思料する。たとえば、パンタヴォン (Phantavong) 王子は、リアチアヴォッテイ・パンタヴォンという名

をもち、「R. パンタヴォン」と署名し、パンタヴォン王子と呼ばれる。
チュートチュン(Chhœut Chhin)王女は、未婚であるので、リアチアヴォッ
テイ・チュートチュンという名をもち、「R. チュートチュン」と署名し、
チュートチュン王女と呼ばれる。

- ③ 国王が、公式の名を名乗るために、即位する前に称していた名を放棄したときは、国王はその治世のために望む名を自由に選ぶことができるが、その子たちは、新しい氏名を採用するためにそれに先んじてもっていた氏を捨てることはできない。

第4条 〈ネアック・オン・マチャハ(Néac Ang Machas)〉である王女であつて、〈プレアハ・オン・マチャハ(Préa Ang Machas)〉たる王子と婚姻した者は、朕の許可により〈プレアハ・オン・マチャハ〉の称号を授与される。

1907年7月16日、朕の王宮にて
シソワット

執行のために検討した。

理事長官 P・リュス(P. Luce)

(出典) [Protectorat du Cambodge 1912 :25] [ANC RSC 33285]

備考：翻訳した条文中の山括弧〈〉は称号を意味する。亀甲括弧〔〕内は訳者が補足した部分であり、また、項番号①②……の数字は訳者が付した。

古代エジプト音楽研究の現状と課題
—音楽学とエジプト学をどう関連づけるか—

野中 亜紀

はじめに

古代エジプトの音楽について人々が一番初めに研究を行ったのは、はるか昔である。古代ギリシアでは「音楽」は学問の1つであった。おそらく古代ギリシアの学者たちは、古代エジプト音楽について何らかの研究を行っていた、ということは想像に難くないⁱ。しかし現代における古代エジプト音楽の研究は必ずしも古いものではない。

古代エジプト音楽についての研究が行われるより前に、1930年代からコラムや読みもので度々古代エジプト音楽は取り上げられてきた。新王国時代（前1550年-前1070ごろ）の貴族墓の壁画に描かれた音楽のシーンを掲載し、ハープ奏者、フルート奏者、リュート奏者などの演奏者を紹介しているものは多い【Vallon 1949】。男性の演奏家は神官であるといったことや、女性の演奏家の衣服が他の描かれている人々と違っていることなどを紹介している。ブルースの墓として知られる、古くから解放されていたラムセス3世王墓に描かれた「盲目のハープ弾き」と呼ばれる盲目の男性がハープを演奏している壁画についても、多くのコラムが取り上げた。エジプト学者は音楽学者ではないため、音楽学的な分析を行っていないことなどを指摘し、今後解明されることを切に願う、といったような文句で文末を締めくくるコラムは非常に多くみられたⁱⁱ。

辞典にも、「古代エジプト音楽」の項目は存在する。そこでは、貴族墓の壁画の図像資料を掲載しどのような楽器があるかを紹介している【Wilkinson 1890】。しかし、楽器がどのような音を奏でたか、またどのような場面で音楽が演奏されていたかなどの詳細な分析や説明は掲載されていない。古代エジプトにおいて歌い方や記譜法はよくわかっておらず、中

世ヨーロッパに影響を与えていると考えられるため、ある程度推測は可能である、と言及するにとどめている【Farmer 1957 ; Wolfgang 1980】。

古代エジプト音楽の研究対象は、出土した楽器だけではなく、墓や神殿の壁画、石碑、オストラコンなど幅広い。古代エジプト史の時代区分は大きく分けて3つあり、古王国時代（前 2682 年 - 前 2191 年ごろ）、中王国時代（前 2025 年ごろ-前 1793 年ごろ）、新王国時代（前 1550 年- 前 1070 年ごろ）、の間に3つの中間期を挟む。これにグレコ・ローマン時代（前 332 年-395 年ごろ）を加え、約 3000 年にわたった古代エジプト文明の音楽についての研究が現代までどのようになされてきたかを概観・分析し、今後の研究の展望を記したい。

1. カイロノミーに関する研究

古代エジプト音楽についての本格的な研究は、ドイツの音楽学者ヒックマン（Hickmann）からはじまる。

古代エジプトにおいて西洋における楽譜、5線譜のような記譜法は存在が確認されていない。代わりに「カイロノミスト」と呼ばれる人物の存在が非常に大きな役割を果たしていたと考えられている【野中 2013】。カイロノミー（cheironomy）という言葉は、ギリシア語「cheir」＝手に由来するものであり、ハンドサインによる指示のことを言う。カイロノミストとは「手を使用して合図をする人」という意味で、演奏者に、旋律曲線や装飾法を空中での手ぶりによって指示する人物のことを指す。

今日のエジプトにおいて、原始キリスト教の一派であるコプト教徒の合唱長は依然としてこのカイロノミーを用いており、その手の動きは、古代エジプトの壁画に描かれたものと酷似している。この点をもって、現在までカイロノミーは途絶えることなく、ギリシャ時代やローマ時代、その後も生き残りコプト教徒の典礼歌にも未だカイロノミーは存在しているとの見かたが存在するⁱⁱⁱ。

ヒックマンは古王国時代のカイロノミストが描かれている墓のレリーフ 21 点を分析し、考察を行った。その結果、カイロノミストのサインはサインの種類^{iv}、腕の角度、ひじの高さの 3 点によって分類されると定義し、カイロノミストは音程(音高)を示す場合と拍を示す場合の 2 種類が存在し、古王国時代の壁画にのみ現れると結論づけている。また音高を示すものとして、しぐさと対応表を作成した【Hickmann 1958】。そしてこの対応表に基づき、8 点の古王国時代の音楽図像の音を再現した【Hickmann 1956】。

しかし、現在では 35 点のカイロノミストが彫られたレリーフが古王国時代のサッカラ墓地だけでも確認されている【野中 2013】。また彼の説で核となっている対応表に関しては、ハーブとフルートを復元し、実際に音を出して計測した結果から表を作成したとの記述がある^vが、詳細は明らかではない。

さらに古代エジプトのカイロノミーは、コプト教の合唱長が使用しているサインと酷似することから、現在のカイロノミーと図像のカイロノミストのサインの比較研究も行っている【Hickmann 1949】。ヒックマンは、アラビア音楽の歌手が片耳を片手で抑えながら歌う歌唱法と、古代エジプトのカイロノミー兼歌手が同じしぐさが酷似していることを指摘した。またヒエログリフの具体的な記号と中世のキリスト教会での歌唱法とのつながりがあるのではないか、との考察を行った。古代エジプトの記譜法、カイロノミストを踏まえ、アラビア音楽に通ずるまで一連の記譜法についての考察、分析を行い、古代エジプトのカイロミーが現在のエジプトに何らかの関わりがあると考えた【Hickmann 1954】。

ついで彼の研究に補足する形でカイロノミストに言及したのが、エジプト学者のマニケ (Manniche) である。古代エジプトの音楽を幅広い時代のみならず、楽器や宗教、大衆音楽までジャンルもさまざまに扱っている。カイロノミストについては古王国時代の壁画のみに描かれるとし、中王国時代以降に描かれない理由としてはおそらくその必要性が消失したと

述べる。またヒックマンにより制作されたカイロノミーの音階表を彼の死後に発見されたカイロノミストの描かれた壁画に当てはめ解説したが、ヒックマンの仮説以上のことは述べていない【Manniche 1991; マニケ 1996】。なお例外として、新王国時代の壁画にカイロノミストらしき人物が描かれている壁画を一点挙げ、古王国時代の壁画をまねて描いたものではないかと推測している【Manniche 1991:36-39】。

このようにヒックマンに同調する考え方が支配的だったのとは対照的に、反論を加え、同じく西洋音楽の教会音楽の演奏方法と関連して古代エジプトにおける音楽表記の可能性を見出したのは音楽学者のバラホナ

(Barahona) である。彼は、カイロノミーは演奏上の指示であり記譜のシステムではない、と結論づけた【Barahona 1997】。そしてヒックマンが主張するような、古代エジプト音楽とコプト教会との音楽のつながりをそもそも証明することは不可能であり、よって中世の西洋音楽におけるカイロノミーとのつながりは失われていると述べた。古代エジプトの表記システム（記譜法）に関しては情報がわずかしがなく、現代までの繋がりを見出すのは不可能だと述べている【Barahona 1997:231-232】。

しかしその一方で、ヒックマンと同じく中世教会音楽の唱法であるメリスマとヒエログリフの n（ガーディナー分類 13216）の象形文字との関係性に関しては、トレモロのさきがけではないかと仮説を立てた。また、カイロノミーは「すぐに行く」「私と一緒に（行ってください）」という意味の象形文字であり、見ているものに呼び掛けているのではないかと、との仮説を述べた【Barahona 1997:237-239】。

また近年では、シャクウィール (Shakweer) が古代エジプト音楽と現代エジプト音楽のつながりを指摘している。彼は古王国時代のハーブやフルートと現代のエジプト音楽に何らかの関係性がないかを調べた。また古王国のみならず、中王国や新王国、グレコ・ローマ時代の図像資料や遺物資料も論じている。そして現代のナーイと古代エジプトのフルートの奏法が

変わらないことを示し、古代エジプトと現代エジプトの音楽には関係性があることを主張した【Shakweer 2010】。

そしてカイロノミストに新たな見解を付け加えた研究者として、スペインの音楽家アロヨ（Arroyo）を挙げることができる。博士論文『ピラミッド時代の音楽』では、古王国時代のカイロノミストや楽器、ダンスについて論じている。カイロノミーは古王国時代のみに存在するとヒックマン同様に定義し、手のサインは二種類あり、右手と左手でサインを構成するとした。

それによれば、1つの手の動きにはファースト、セカンド、サードの3種類があり、詠唱のレシタティーボの3つのレベルを表している、とする。また彼は古代エジプトの音階が Pentatonic scale（5音音階）で構成されると仮定し、2つの基本的なサインはこれに関係し、サインを形作る前腕の角度はヒックマンと同様に音階の主音の始まりの音に関係する、と分析した【Arroyo 2003:122-126】。さらにカイロノミーが描かれた理由としては、葬儀の場面に描かれたカイロノミストは、死者の魂（生き霊）に当たるカーを呼び出すためであり、カイロノミストが消失した理由として、ハンドサイン自体は古代エジプトを通して（特に葬儀の場面では必ず）存在したが、音階が複雑化したことによって描かれなくなった、と結論づけた【Arroyo 2003:130】。またこれは、ヘリオポリスの太陽信仰が力を失ったため、音階が失われてしまったことにも関係し、よって図像にカイロノミストを描くことは中断され、ヒエログリフで表すこととメロディーの動きを教えるのみにハンドサインは使用されることになった、との見かたを唱えている。加えて西洋音楽への影響や、カイロノミストが影響を与えた文化として日本の五音博士を紹介している【Arroyo 2003】。

ヒックマンとアロヨの視点には類似性が見られ、いずれも古王国時代の記譜法を取りあげ、カイロノミストのサインや人数から古代エジプトの音楽はポリフォニー音楽（単旋律）であったと述べている【Hickmann 1958】。

アロヨもまた、西洋音楽において宗教音楽の教会音楽では純旋律が使用されることから、古代エジプト音楽も同様にポリフォニー音楽であったと主張した。

2. 楽器を扱った研究

楽器の目録としては、クルト・ザクスが音楽辞典の中で古代エジプトの楽器を記述したのが最初期のものと考えて良い【Sachs 1921;1940】。ここではハープ奏者やフルート奏者など演奏者が描かれた貴族墓の壁画を掲載し、楽器を紹介している。

それに対して古代エジプトの楽器のみを専門的に扱ったのは、カイロ博物館所蔵の楽器を目録としてまとめたヒックマンである【Hickmann 1949】。その後、彼はカイロ博物館以外の古代エジプトの音楽図像や楽器（遺物資料）を何点か取り上げ解説したものを執筆し、これについては日本語の翻訳本も出版されている【ヒックマン 1986】。

その後、ヒックマンの執筆当時から出土品が増加したことにより劇的に楽器数が増加したため、マニケが古代エジプトの楽器カタログを執筆した。そこにはより多くの楽器が網羅され、楽器に対応するヒエログリフや図像資料、遺物番号も記載されている【Manniche 1975】。さらには大英博物館、ルーブル博物館、そしてマドリッド国立考古学博物館のエジプト国外で主要な古代エジプトの遺物を所蔵する博物館が、楽器のみを掲載した目録を発刊した【Anderson 1976; Christiane 1979; Barahona 2002】。

ついで個々の楽器について見ていくと、ハープやフルート、リラ、シストルム、リュート、トランペットなどが主であり、とりわけハープについては出土した遺物だけでなく、ラムセス3世王墓に描かれた、「盲目のハープ弾き」と呼ばれる盲目の男性がハープを弾いている壁画を対象とした研究が目を惹く。代表的なものとしては、ミリアム（Miriam）によるハープ奏者とヒエログリフが記された壁画の研究論文を挙げることができよう【Lichtheim 1945】。そこでは先行研究を振り返った上で歌の目的や演奏の機会、対象は生者もしくは死者のためかといった点を考察している。

それまでハープ奏者の歌詞は快楽主義的な人生の楽しさもしくは死への称賛と考えられていたが、彼女は古都テーベにおける貴族墓のハープが描かれた場面の分析を行い、それらが死後の宴会、法事場面の宴会、現世の宴会の3つに分類される、と結論付けた。そして第19、第20王朝の貴族墓に描かれたハープの場面は『死者の書』の葬祭文学に関係するのではないかとの仮説を唱えた。

一方、マニケはハープ以外の楽器との関連性を指摘している。彼女はオランダ国立ライデン古代博物館所蔵のリラについて分析、解釈を行った【Manniche 2006】。リラは紀元前18世紀ごろエジプトに輸入されたと考えられているが、新王国時代第18王朝のアメンホテプ3世からアマルナ時代に至るまで、サイズや装飾、演奏方法が変化している。そこで取り上げられる6点のリラの中で、ライデン博物館所蔵のリラ^{vi}には共鳴胴の部分に象形文字が描かれていた。このリラは新王国時代の作だが、象形文字は紀元前200年から300年に記されたものであった。またテーベの貴族墓において、リラの演奏場面は18ヶ所確認されており、その数の多さから、マニケはハープ奏者の歌と何らかの関係性があるのではないかと仮説を立てた。

リュートについては、リカルド (Ricard) が新しい着眼点で考察を行っている。貴族墓から出土したリュートを比較分析し、共鳴胴と竿の部分の比率は全て類似していることを指摘した。そしてリュートの制作法が口伝だった可能性を述べた【Ricard 2004】。

なお楽器自体を取り扱う研究としては、実物を復元し、分析・考察を行う方法が考えられる。しかし上述した出土遺物の楽器は弦楽器であるため、楽器に張られていた「弦」は腐蝕し残存していない。その点、金属製の管楽器であれば、葦などのリードが付随する管楽器は別として、復元し当時の音色を想定することが可能である。このような観点から行われた楽器研究として、トランペットを対象とした研究についてもふれておきた

い。

前述した目録の中から、ヒックマンはルーブル美術館の1本^{vii}と、ツタンカーメン王墓から出土した2本のトランペット^{viii}、計3本の分析並びに考察を行った。王墓から発掘された2本のトランペットは、銀製トランペット（以下トランペット1）と銅製トランペット（以下トランペット2）である。当時最新であったオシロスコープによる実験も行い、どのような音が出るか調査をしたが、ルーブル美術館の資料は後に香油台であることが判明し、トランペットではないと結論づけられた^{ix}。また、1941年に行われたヒックマンによる実験検証ではマウスピースを使用せずレプリカを用いたが、それは1939年にイギリスのジェームズが行った演奏でトランペット1に傷がついてしまったためである。ちなみに、ヒックマンはトランペット1はドよりやや低い音、トランペット2はドからドのシャープの中間地点の音が出たと記録している【Hickmann 1946】。

この結果を踏まえ、マニケはツタンカーメン王墓から発掘された楽器の調査書を作成し、2本のトランペットは同時に演奏された対の楽器であること、また描かれている図像から軍隊で使用されたのではないかとの説を提示した【Manniche 1976】。

なお、古代エジプトのトランペットはもう一例がスーダンのムッサワラート・エル＝スフラ神殿から出土している【Biling 1991】。このトランペットは、出土した遺構の年代からナイル川上流のクシュ王国においてナパタからメロエ時代に使用されたと考えられる。発見は1960年で、前述した2本のトランペットとは異なり、材質は鉄で酸化が激しく状態は不良である。カワの神殿にあるレリーフ（前700年頃）には、祭りのシーンを描いた例があり、トランペットと思われる管楽器を演奏している。その脇にはカイロノミーと思われる人物も描かれており、興味深い^x。

これら楽器の復元からは、どのような音が奏でられ、音階を形成したかについての研究もなされている。

主な論文としては、「古代エジプト音階の発見」と銘打ったマームード (Mahmoud) らの共同研究が挙げられる【Mahmoud et al 1996】。古代エジプトと他文明の音楽との間に関係性はないとした上でカイロ博物館での管楽器を調査し、実際に復元した楽器でレコーディングを行った。所蔵される 24 の管楽器から 4 点を選択して科学的分析を行い、西洋音楽の音階と比較している。そして Pentatonic scale (5 音音階) を古王国時代に使用し、Sevennote scale (7 音音階) を新王国時代は使用していたと結論づけた。

一方で、古代エジプトの音楽に他の文明や外国の要素を指摘する研究も存在する。アレクサンドラ (Alexandra) は、音楽に外国の要素が存在するかどうかについては、記録がなされているか否かが不明である以上、証明は非常に困難であると述べた。ただし可能性としては、ヌビアやリビアとの関係性を示唆している【Alexandra 2008】。

3. 象形文字の研究

ヒックマンはヒエログリフの手の記号が「歌う」という意味で使用されていることに触れているが【Hickmann 1954】、壁画に添えられた文字資料や、楽師の称号を分析・分類する研究も多い。

主な論文としては、アレクサンドラによる楽師の社会的地位に関する研究がある【Alexandra 2006】。彼女は古代エジプトの壁画や彫像、石碑やパピルスなどさまざまな遺物に見られる「楽師」の象形文字を調査し、古代のエジプトではプロフェッショナル、いわゆる職業音楽家とアマチュアの音楽家がいたと結論付けた。例えば王宮に仕えたフルート奏者や歌手、ハープ奏者が存在する一方で、貴族に仕えた歌手やハープ奏者も存在し、また酒場や売春宿の居住者によっても音楽は奏でられたとする。加えて、裸体で描かれることが多いリュート奏者に関しては自身も踊っていたとの見かたを提示した。そして古代エジプトの楽師は王や重要な神殿に従属す

るか否かにかかわらず、個人的な地位は従属する主人の富に依存すると論じた。

スールージュアン (Sourouzzian) はダハシュール遺跡より出土した、古王国時代第4王朝の王スネフェル治世のフルート奏者イピの彫像に関する報告を行っている。この彫像(高さ 149.5cm 幅 49 cm)はフルートらしき棒状のものを右手に持ち、イピという名が彫られている。その棒状製品にはリードがなく、穴も穿たれていない。彼女はミュンヘンの博物館に「王のフルート奏者」の称号を持つイピいう第6王朝のフルート奏者の彫像が存在することから、イピという名を世襲した楽師の一団がいたのではないかと述べた。さらに、イピは王宮につかえる楽師の一族出身だったのではないとも記している【Sourouzzian 1999】。

また近年では、「音楽」に関する象形文字資料の考察をシビル・エメリ (Sybille Emerit) が行っている。彼女は歌手長や宮廷音楽家の家系などを対象とした称号の研究を行い、古代エジプトにおける「楽師の地位」について論じた【Emerit 2013】。その対象とする時代は幅広く、古王国時代、第3中間期、末期王朝に及んでいる。加えて「音楽」という語彙を持つ象形文字にも着目し、「音楽」の意味自体がこれまで正確に定義されてこなかったことを指摘した。「音楽」という象形文字について考察することで古代エジプト人がどのように音楽を感じ、捉えていたのか。すなわち、そこから古代エジプトにおける音楽の概念を明らかにすることができるのではないかと仮説を立て、石碑やパピルス、彫像などさまざまな遺物から楽器名や音楽(楽器)を演奏する際の象形文字の動詞、あるいは楽師が所持していた他の称号についても古王国時代からグレコ・ローマ時代にかけて幅広く調査した。その結果、エメリはまず「歌を歌う」、「音楽を演奏する」といった動詞の意味は曖昧に使用されていることを指摘し、ハーブは形状によって使用される象形文字が異なること、またヒックマンは「ヘジイ Hsi (ガーディナー分類 130A3)」を「音楽をつける」と訳していたが、これは

「歌う」であるとの見解を示した【Emerit 2008】。楽器研究として、ハープの考察も行っている【Emerit 2016; 2017】。

4. アマルナ時代の音楽研究

新王国時代第 18 王朝のアマルナ時代（紀元前 1279 年 - 1212 年ごろ）の音楽について、マニケは、テル・エル＝アマルナの王宮における音楽のアンサンブルは、他の新王国時代とはまったく異なると主張している【Manniche 1991】。アンサンブルの構成は、古王国時代の私人墓に見られるアンサンブルに酷似している。頭を剃り、プリーツのついた衣装をまとった年配男性が歌い手であり、手を叩く、もしくはハーブを演奏する。女性のアンサンブルグループは透けた衣装を身につけ、香を頭にのせながら大きい boat-shaped harp（ボート型ハーブ）を演奏する。さらに長い竿部分を持つリュート、double pipe（二重管の笛）を演奏する。男性のアンサンブルグループはリュートもしくはハーブのみを演奏する。マニケはこうした性別の観点からアマルナ時代の音楽を分析するとともに、当時は弦楽器が強調されていると主張した。

このアマルナ時代は後宮に多くの外国出身の王女がいたことが知られている。その影響から、ラーラと呼ばれるスカート、そして特徴的な帽子を身に着けたエジプト人ではない男性楽師がリラやリュートを演奏している様子が描かれた。また、それまでは存在しなかった大型のリラを両側から 2 人で演奏している描写も知られている。この大型のリラは 5 本から 15 本の弦が張られ、大きな共鳴箱を持っている。

また神殿で奏でられた音楽には、教会における聖歌隊のような役割を持つ奏者たちも参加したとマニケは指摘する。例として、盲目の男性たちがリュート奏者を伴っている画面が見られるが、これは他の新王国時代に見られる盲目のハーブ弾きとは別の存在である。この男性たちは神と対話をしているのではないかとするが、その背景には、盲目で描かれているのは

男性のみであり、女性は食物を供給する場面と音楽の場面が同時に描かれているという構成の違いが挙げられる。加えて彼女は、カルナック神殿に用いられた、アマルナ時代の神殿を構成していた部材の一種であるタラタートに描かれたアマルナの音楽場面についても考察している【Manniche 1971】。そこには目隠しを施された音楽家が描かれており、これはアマルナ時代にしか見られない現象だが、それら一連の分析から神殿音楽の場面で描かれる音楽家たちは、白い帯の目隠しをされたエジプト人男性と外国人男性がまずおり、彼らは演奏をしない際には目隠しをされておらず、エジプト人女性は目隠しをされていないと指摘した。そしてその意味について、神殿と王宮では楽師に区別があり、前者の楽師は目隠しをされており、何かを見ることが許されなかったと結論づけた。また、楽師は歌を歌い、クラッパー等の楽器を所持していることから、彼らは音で神と交信するといった行為を実践していたのではないかと仮説を立てた。本当に目をつぶされていたのかどうか、実際どうであったかはわからないとも付け加えている。

おわりに - 古代エジプト音楽研究のこれから

エレン・ヒックマン (Ellen Hickmann) を発起人とした音楽考古学会の設立により、ヨーロッパにおける音楽考古学の研究は進展が著しい。学会誌には古代中国の楽器や、ギリシア、エトルリアの楽器、ヒッタイト帝国の歌など他地域の古代音楽について多くの論文が掲載されており、多数の研究者が楽器の復元を行い、音の再構成や周波数、形状の分析を行っている。ただし、その考察にあたっては民族音楽学との結びつきも必要であろうし、当然のことながらそうした研究対象の考古学的背景を十分に理解することが求められる。楽器の音を再現し、西洋の音楽の音階にあてはめるだけでは研究として不十分であり、この点は古代エジプトの音楽研究においても同様である。

本稿で見てきたように、ヒックマンをはじめ多くの音楽学者は古代エジプトの音楽を西洋音楽の視点で捉え、研究を進めてきた。その背景には、古代エジプト音楽に西洋音楽の原点があるのではないかと考える音楽考古学者の存在を挙げることができよう。一般的に、西洋音楽の原点は古代ギリシアにあるとされてきたが、古代ギリシアと古代エジプトとの関係は歴史的にみても非常に密接である。よって、古代ギリシアの音楽は古代エジプトの音楽から何らかの影響を受けているのではないかとの仮説を立てることは容易だが、すべての分析や考証において西洋音楽の視点から研究を進めるのには大いに検討の余地があろう。

例えば、冒頭で紹介したカイロノミー研究の大半はヒックマンの考えに基づいており、そこでは西洋音楽との関連性が強調されている。その研究結果に肯定的ではないバラホナでさえ、古代エジプト音楽と西洋音楽における唱法との関連性についての仮説を提唱している点は興味深い【Barahona 1997】。

しかし、現代の西洋音楽の音程を古代エジプトの音階に当てはめることが難しい点は本稿の終わりに強調しておきたい。これは、音階が古代エジプトに存在していたかどうかを立証するのは極めて難しい、という自身の考えによるものである。

詳細な検討は別稿に譲るが、自身は古代エジプトのカイロノミストは古王国時代に完全に消えさったわけではなく、壁画に描くことが消失したのではないかと考えている。古王国時代に続く中王国時代に入ると、墓に描かれた壁画に登場する人びとや家畜の「模型」が墓に供えられたことが知られているが、カイロノミストについても、壁画の代わりに楽器などの実物を納めた可能性も想定できよう。

他方、カイロノミストが記譜法の一部として描かれていたことはこれまでの研究からもその可能性が高いと考えるが、その手のサイン一つ一つが具体的にどの音にあたるのかを現代の音階に当てはめるのは非常に困難で

あり、無理があると記さざるを得ない。

なお、音楽が葬儀や儀式だけではなくさまざまな場面において奏でられたのはおそらく間違いのないであろう。筆者の調査では、神殿の儀式や軍隊、王宮、葬儀、祭、収穫、酒場や宴会などの音楽が含まれる。中でも日常生活における音楽についてはまだ指摘されていない場面も多い。この点については、「世俗音楽」、「宗教音楽」という西洋音楽の分析で用いられる区分が存在し、古代エジプトの音楽研究においても広く使用されている。これまでの研究は神殿と王宮で演奏される音楽を「宗教音楽」とし、それ以外の場面の音楽を「世俗音楽」としているが、「宗教」そのものが日々の生活と密接に結びついていたと考えられる古代エジプト社会において、これらの区分を安易に用いることについては音楽研究の本質自体を見失いかねない危険性を多く孕んでいるように思われる。

またこれまでの研究は古王国時代や中王国時代、新王国時代にグレコ・ローマン時代といった時代の墓や神殿において発見された壁画やレリーフ、そして出土した楽器などの遺物の分析や解釈に大きく偏重してきた。しかし4. で述べた新王国時代の都アマルナにおける音楽の研究は他の時代に比べ、圧倒的に数が少ない。それは一次資料の少なさによるものと考えられるが^{xi}、王宮の様子が描かれている壁画や、他の時代には見られないような日常生活の様子が垣間見える壁画の存在など、研究対象としては非常に興味深い時代である。

このアマルナ時代について、先行研究ではマニケが壁画の分析からハープやリラ、すなわち弦楽器がアマルナ時代に多く見られることを指摘しているが【Manniche 1991】、同時代のツタンカーメン王墓から弦楽器は出土していない。幸い、同王墓に関しては詳細な発掘記録が残されており、そこにはトランペットなどの楽器も副葬されていたため、その他に出土した多くの副葬品との文化や宗教、あるいは社会的な関係を考察することにより、同時代の音楽について新たな見かたを獲得できる可能性もあろう。ま

た、古代エジプトの記譜法において重要な役割を果たすカイロノミーの存在についても、多神教から太陽神アテンの一神教への宗教改革が行われたとされるアマルナ時代は、音楽とも多分に結びつきが深かったであろう宗教と音楽の関係が変化した、1つのターニングポイントになっていた可能性がある。そうした点についても考察の幅を広げていきたい。

参考文献

- ハンス・ヒックマン (1986) 『人間と音楽の歴史——エジプト』 音楽之友社。
- リーサ・マニケ、松本恵訳、(1996) 『古代エジプトの音楽 (Music and Musicians in Ancient Egypt)』 弥呂久。
- 野中亜紀 (2013) 「古代エジプト古王国時代における音楽図像研究」京都市立芸術大学大学院音楽研究科音楽学修士論文 (未出版)
- Wilkinson, G. 1890. "Music." A popular account of the ancient Egyptians Vol I: 82-140.
- Sachs, C. 1921. Die Musikinstrumente des alten Aegyptens. Berlin.
- . 1940. "Egypt." The History of Musical Instruments :86-97. New York.
- Lichtheim, M. 1945. "The Songs of the Harpers", *Journal of Near Eastern Studies* 4, no. 3 :178-212.
- Stierlin, V. H. 1949. "Que savons-nous de la musique pharaonique?" *Formes et Couleurs-Egypte II (1949)* : 12
- Farmer, H. G. 1957. "The Music of Ancient Egypt." The New Oxford History of Music: Volume I: Ancient and Oriental Music :491-492.
- Helck, W. and W. Westendorf (eds). 1980. "Musik." Lexikon der Ägyptologie III: 229-244.
- Hickmann, H. 1946. La Trompette dans L' Égypt ancienne. Cairo.
- . 1949. Catalogue général des antiquités égyptiennes du Musée du Caire. N° 69201-69852. Les instruments de musique. France.
- . 1949. "Sur les survivances de la chironomie égyptienne dans le chant liturgiquecopte." *Miscellanea musicologica* 3: 417-421.
- . 1954. "La problème de la notation dans l' Egypte ancienne." *Bulletin de l' institut d' Egypte* 36: 399-531.
- . 1956. "Une scene de musique pharaonique." *Revue belge de musicology* 10: 1-2.
- . 1958. "La chironomie dans l' Egypte pharaonique." *Zeitschrift für Ägyptische Sprache und Altertumskunde* 83: 96-127.

古代エジプト音楽研究の現状と課題 —音楽学とエジプト学をどう関連づけるか—

- . 1958. “La musique polyphonique dans l’ Egypte anicienne. ” *Zeitschrift für Ägyptische Sprache und Altertumskunde* 83: 96-127.
- . 1961. *Ägypten. Musikgeschichte in Bildern*. Leipzig.
- Manniche, L. 1975. *Ancient Egyptian Instruments*. Berlin.
- . 1971. “ Les scènes de musique sur les talatat du IXe pylône de Karnak. ” *Kémi* 21: 155-164.
- . 1976. *Musical Instruments from the Tomb of Tutankhamun*. London.
- . 1991. *Music and Musicians in Ancient Egypt*. London.
- . 1991. “ Music at court of the Aten: symbolic transference of food offerings. ” *Amarna Letters* 1: 62-65.
- . 2000. “ Musical practice at the court of Akhenaten and Nefertiti. *Studien zur Musikarchäologie II, Orient-Archäologie Band 7*: 233-238
- and W. J. Osing. 2006. “ an egyptian lyra in leiden ” *Studien zur Musikarchäologie V, Orient-Archäologie Band 20*: 129-141.
- Anderson, R. D. 1976. *Catalogue of Egyptian antiquities in the British Museum III: musical instruments*. London.
- Ziegler, C. 1979. *Catalogue des instruments de musique égyptiens: Musée du Louvre*. Paris.
- Biling, D. 1991. “Die Trompete aus dem Statuentempel II D von Musawwarat es Sufra”
Mitteilungen der sudanarchäologischen Gesellschaft zu Berlin e. V. 72-79.
- Effat, M., R. Cribbs, and F. Saleh. 1996. “On the discovery of the ancient Egyptian musical scale” *Informatica ed Egittologia all’inizio degli anni ’90* : 119-140.
- Barahona, J. A. 1997. “Reflexiones sobre la posibilidad de una notación musical en el antiguo Egipto” . *Boletín de la Asociación Española de Egiptología 7, Primera parte-I*: 229-248.
- . 2002. *Ancient objects related to music and ancient egypt in the national archaeological museum of Madrid*. Madrid.
- Sourouzian, H. 1999. “La statue du musicien Ipi jouant de la flûte et autres monuments du règne de Snofrou à Dahchour”
L’ art de l’ Ancient Empire égyptian: 149 -167.
- Eichmann, R. 2004. “The Design of Ancient Egyptian Spike Lutes. ” *Studien zur Musikarchäologie IV, OrientArchäologie 15*: 363-371.
- Alexandra von lieven. 2006. “The social standing of musicians in ancient Egypt” *Studien zur Musikarchäologie V, OrientArchäologie 20*: 356-360.

-
- . 2008. “Native and foreign elements in the musical life of ancient Egypt” im *Studien zur Musikarchäologie VI, Orient-Archäologie 22*: 155-162.
- Emerit, S. 2008. “Le vocabulaire de la musique égyptienne ancienne et ses particularités”, *Studien zur Musikarchäologie VI, Orient-Archäologie 22* : 429-438.
- . 2013. Le statut du musicien dans la Méditerranée ancienne : Égypte, Mésopotamie, Grèce, Rome. Paris.
- . 2016. “The harps from Dra ‘ Abu el-Naga : New organological and archeological evidences”, *Studien zur Musikarchäologie X, Orient-Archäologie 37*: 105-113.
- . 2017. “Trois nouvelles harpes découvertes à Thèbes ouest : quel apport pour l'égyptologie?”, *Proceedings of the XI International Congress of Egyptologists*: 192-197.
- Hagel, S. 2009. Ancient Greek Music: A New Technical Ancient Greek Music: A New Technical History. Cambridge.
- Shakweer, R. F. 2010. “Continuity between Ancient Egypt Music and Contemporary Music: Techniques of Playing the Harp and the Flute (Nay) and Their Indications” *Studien zur Musikarchäologie VIII, Orient-Archäologie 27*: 31-37
-

ⁱ 〈音楽〉を表す英語 music などの語はギリシア語のムシケ mousike (音楽のみならず詩や舞踊など文芸一般を含む)に由来する。対位法や和声法は存在せず、ポリフォニーも発展しなかったが、リズムや音程の感覚にすぐれ、音響学（ピタゴラスの音楽理論）や音楽美学（アリストテレスやプラトンのエトス論）など、音楽に関するすぐれた研究がある。[Hagel 2009]

ⁱⁱ Vallon 1949:12

ⁱⁱⁱ この点についてはさまざまな見解が存在する。ヒックマンは、コプト教会の司祭が行うカイロノミーと古代エジプトのカイロノミーとの共通点を述べた [Hickmann 1949:417-421]

マニケも、ヒックマンに肯定的な意見を述べている。

[Manniche 1991:24-39]

しかし、バラホナはカイロノミーと現代のカイロノミーとの関係性はないと主張した。

[Barahona 1997:231-232]

^{iv} ヒックマンはカイロノミーの手のサインは、親指と人差し指をくっつけたものと指をすべてのばしたものの2種類があることを示した。 [Hickmann 1958:124]

^v Hickmann 1958:125-126

^{vi} ライデン博物館 AH. 218

^{vii} ルーブル博物館 N909+AF861

^{viii} カイロ博物館 C. G. 69850, 69851

^{ix} 筆者が、ルーブル美術館の古代エジプト部門学芸員 Catherine Bridonneau 氏に確認したところ「実験した結果、音が出ず香油台だということが判明した」との返答を得た。(2018. 1. 15)

^x Daniela 1991: 76

^{xi} アマルナ時代にアクエンアテンが行った宗教改革はのちに迫害の対象となり、アマルナ時代の痕跡を残す壁画や石碑などは迫害の対象となった。そのため遺物資料が少ない。

(20) 『広報小牧』第七三号 (昭和三八年「一九六三」五月一〇日)

小牧山を緑に

れは史蹟である小牧山を緑の木で包もうと行われたものであり、同中学校では昨年も多く苗木を植えている。

「小牧山を緑で包もう」と、さる四月十三日、小牧中学校では小牧山で植樹祭を行なった。(中略)これは史蹟である小牧山を緑の木で包もうと行われたものであり、同中学校では昨年も多く苗木を植えている。

『広報こまき』第一〇六号 (昭和四一年「一九六六」一月一日)

特集2 若がえる小牧山／全山を花と緑の公園に

(前略) 史跡公園にふさわしい施設も／その他、登山道路の新設備休憩所や、便所の増設はもちろん、ゆくゆくは小牧山史跡公園の名にふさわしく、資料館などを設ける計画もあります。

『広報こまき』第一一八号 (昭和四一年「一九六六」十一月一〇日)

献木運動

(前略) 小丘ながら(海拔八六米)小牧山は、史蹟として有名であるだけでなく、戦前は桜の名所としてきこえた名山です！(中略)今は発展する新市の象徴として四季それぞれに鮮やかな色彩の変化をみせて貴重な私たち市民のオアシスとなっています。近く歴史館建設の計画もあり、名実共に小牧山が名所の名をほしいままにする日が来ることを祈りたいものです。

(16) 『広報小牧』第三号 (昭和三四年 (一九五九) 九月二六日)

神戸市長談／基本構想について／予算の歩みと主な事業

産業経済費 愛知用水費の増加と審議会の設置、農山漁村振興事業の遂行、中小企業対策費の充実、
小牧山公園整備事業

『広報小牧』第四三号 (昭和三六年 (一九六一) 二月一日)

市議会だより／二、委員会

十二月八日／経済委員会／1、小牧山開発のことについて／2、米作り日本一共進会について

(17) 『広報小牧』第四八号 (昭和三六年 (一九六二) 七月一日)

小牧山に子ヤギ放牧

伊勢湾台風によつて多くの樹木が倒れ、すっかり荒れ果ててしまった小牧山を昔の姿に戻し、市民の憩いの場所にするため、市では婦人会の方々の御協力によつて献木運動を行う一方、山上に水飲み場を設置し、また、北面の傾斜地約二ヘクタール(約二町歩)を金網サクで囲い、生後三カ月の子ヤギ十六頭を放牧しました。(中略)今後の飼育成果を見て本格的な放牧場として観光に役買せる計画です。

(18) 『広報小牧』第六三号 (昭和三七年 (一九六二) 九月一日)

楽しい小牧山キャンプ／働きながら学ぶ子どもたち

(前略)市と青少年を守る会では、たとえ一日でも楽しく愉快に過ごせるようにと、こどもたちを招待して、八月十八、十九日の二日間、小牧山でキャンプをしました。

(19) 『広報小牧』第七三号 (昭和三八年 (一九六三) 五月一日)

小牧山を緑に

「小牧山を緑で包もう」と、さる四月十三日、小牧中学校では小牧山で植樹祭を行なった。(中略)こ

も驚くばかりであつた。

(8) 朝日新聞の記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」による。

(9) 「前掲注(7)」「聞蔵Ⅱビジュアル」による。

(10) 前掲注(7)「聞蔵Ⅱビジュアル」による。

(11) 織豊系城郭のうち、大坂城跡、姫路城跡、江戸城跡、名護屋城跡並陣跡、名古屋城跡、安土城跡、彦根城跡が特別史跡に指定される。

(12) 前掲注(7)「聞蔵Ⅱビジュアル」による。

(13) 「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和二六年五月一〇日文化財保護委員会告示第二号)による。

(14) 小牧市立図書館所蔵『広報小牧 昭和三〇年(一九五五)』昭和三九年(一九六四)、『広報小牧 昭和四〇年(一九六五)』昭和四五年(一九七〇)による。

(15) 『広報小牧』第四二号(昭和三六年「一九六一」一月一日)

年頭の辞／小牧市長 神戸眞

(前略) 近い将来壮大なインターチェンジを眼に見る小牧山公園の一大整備も是非実施しなければならない事業であります。

『広報小牧』第四五号(昭和三六年「一九六一」四月一日)

新年度予算と施政方針／将来の飛躍に備え建設的健全財政を編成

(前略) 伊勢湾台風後、荒廢のまま放置されています小牧山や、新しく県文化財に指定されました岩崎山を開発するため(中略)特に小牧山については裏側の観光地造成を実施する等、貴重なる遺跡の保存と市民に親しまれる公園として効果を最大限に挙げたいと念願している次第であります。

之儒者達をかゝせられ、南又十二てう敷、又八てう敷、東十二畳敷、御縁六てう敷、次三てう敷、其次八てう敷御膳を拵申所、又其次八畳敷御膳拵申所、六てう敷御南戸、又六畳敷、何も御絵所金也。北之方御土蔵有。其次御座敷廿六畳敷御なんと也。西六てう敷、次十七てう敷、又其次十畳敷、御なんとの数七ツ。此下ニ金燈爐つらせられ候。七重目、以上、柱数二百四本。本柱長さ八間、高サ十六間ニ中、本柱ふとさ一尺五寸四方、六尺四方、一尺三寸四方木。狭間戸数六十余有。何れも鉄ニ而黒漆也。七重之御溝高く青漢の内に挟ミ、棟梁遙に秀て、四面之椽悉金物有。瓦のこくち金銀を以て見かき、ひうちほうちやくをつらせられ候。②白霧之間ニ挑、金銀空に暉き、詞にも難盡筆。(句読点と傍線は内田による)

(4) 前掲注(1) 史料の傍線部①

(5) 前掲注(1) 史料の傍線部②

(6) 「貝塚御座所日記」天正一二年八月八日条に

大坂新造へ筑州移徙云々、仍一腰馬代三千疋、新門様より一腰一疋、御使川豊前、御書日付七日也、七日ニわたましの由候つるか、八日必定云々

とあり、この日に秀吉が大坂城に移り住んだことがわかる。

(7) 「一五八六年一〇月一七日フロイス書簡」『十六・七世紀イエズス会日本報告集』

(前略) 塔が内側から開かれると、彼は我らをそこに連れて行くように命じ、城と銃眼のある堀の間を通つて案内させた。(中略) 関白殿はあたかも一人の私人のように案内役をし、戸や窓を自分の手で開け、そのようなやり方で我らを八階まで連れて行った。そして各階毎に、そこに収蔵してある富について、ここには金が、そこには銀が、別の所には生糸と綴子の品々が、ここには刀、および高価な武具がいっぱいあると語った。我らが通つた一室には、絹の紐でつるした日本ではめつたに見られない新しい十乃至十二着の外套があつた。彼は我らに、あまりに多様で多量の箱を見せたので、我らはあれを見てもこれを見て

注

- (1) 「名古屋城天守閣整備検討『名古屋城天守閣の整備 2万人アンケート』報告書」平成二八年六月
(2) 総務省統計局のデータによる。
(3) 『安土日記』天正七年一月廿五日条

(前略) 御殿主ハ七重、悉黒漆也。御絵所皆金也。高サ十六間二中、天正五丁丑八月廿四日柱立、同霜月三日屋上葺合候。上一重、三間四方。御座敷之内皆金。外輪ニ欄干有。柱ハ金也。狭間戸鉄黒漆也。三皇五帝、孔門十哲。商山四皓、七賢、狩野永徳ニかゝせられ。二重目。八角。四間ほと有。外柱は朱、内柱皆金也。枳門十大御弟子等かゝせられ、枳尊御説法之所。御縁輪ニハ餓鬼共ニ鬼どもをかゝせられ、御縁輪のはた板ニハしやちほこひれうかゝせられ候。かうらんきほし有。①三重目、御絵ハなし。南北の破風に四畳半之御座敷兩方在之、こやの段と申也。四重目、西十二間二岩ニ色々の木を被遊、則岩之間と申候。次西八畳敷ニ龍虎之戦有。南十二間、竹之色々被遊、竹間と申候。次十二間、松計を色々被遊候。東八畳敷、桐ニ鳳凰。次八畳敷、きよゆう耳をあらへは、そうほ牛を牽き帰る所、両人之出たる古郷之躰。次御小座敷七畳敷、でい計也。御絵ハなし。北十二畳敷、是ニ御絵ハなし。次十二畳敷此内西二間之所ニてまりの木を被遊候。次八畳敷、庭子之景気也。御鷹之間と申候。五重目、十二畳敷御絵有、花鳥之間と申也。別ニ一段四畳敷き御座之間有、同花鳥之御絵有。次南八畳敷賢人間、へうたんより駒の出たる所有。東麁香之間八畳敷き。十二畳、御門之上。次八畳敷、ろうとうびんと申仙人杖なけ捨てたる所。北廿畳敷、駒之牧之御絵。絵のふりたる所、是ふえつの図と申。次十二畳敷、せい王母の御絵有。西御絵ハなし。御縁二段ひろ縁なり。廿四畳敷之御物置の御なんと有。口ニ八てう敷き之御座敷在之。六重目、十二畳敷、墨絵ニ梅之御絵を被遊候。同間内御書院有。是ニ遠寺晚鐘景氣被書、まへに盆山被置也。次四てう敷、雉の子を愛する所、御棚ニ鳩計かゝせられ、又十二てう敷に鵝をかくせられ鵝之間と申也。又其次八畳敷唐

牧山」という一連の用語として使われたものではない(20)。

『広報こまき』第一五〇号(昭和四四年(一九六九)二月一〇日)に、建築から二年後、模擬天守が小牧市においてどのように認識されていたかを知ることができる記事がある。上空から小牧インターチェンジと模擬天守が同画面内に収まるように撮影された写真で、そこには「新旧小牧を象徴する二つのシンボル—小牧城と小牧ンター」とキャプションがつけられている。この写真で取り上げられる小牧城は昭和四二年の建築、対して小牧インターチェンジは、さらにその二年前の昭和四〇年(一九六五)には完成している。実は、建造物としては小牧インターチェンジの方が古いのである。しかしそれにも関わらず、鉄筋コンクリート造の模擬天守は歴史上の城郭をあらわすものとして、「旧」の小牧のシンボルと説明されている。

五 結びにかえて —高度経済成長期の都市文化の再評価

以上、本稿では、昭和期以降に建設された天守のうち、小牧山の山頂に置かれる模擬天守を取り上げ、史実に沿わない新しい天守が、地域の歴史意識醸成においてどのような役割を果たしてきたかを考察してきた。本稿では、小牧市の広報誌における記述の変化から、小牧山の模擬天守が、昭和中期における地域の歴史意識醸成に関して、小牧山を「史跡」と認識する役割に寄与したことを明らかにした。平成以降の、史実になるべく忠実な木造天守を望む風潮の中では、昭和期の鉄筋コンクリート造の天守は「史跡にそぐわないもの」「老朽化しているが、さりとて歴史的価値もないもの」との評価にとどまるものでしかない。しかしこれらの天守が多く建設された高度経済成長期も、当時から五〇年を過ぎた。国立歴史民俗博物館が、一九六〇年代の学生運動を歴史的対象として研究対象に選んだことから、高度経済成長期が歴史学研究の最先端分野として認識されつつあることが理解できよう。いまや昭和中期の様ざまな事象は、単に「中途半端に古いもの」ではなく、歴史学的な再評価を議論していく時期に差しかかっていると考えるべきであろう。

③『広報こまき』第一二三号（昭和四二年〔一九六七〕三月一〇日）

「小牧山歴史館」近く着工／高さ一九・三一米・三層四階建

（前略）今秋、完成予定で工事がすすめられますが、この歴史館建設により史蹟小牧山が名実共に小牧の名所となる日も近いでしょう。（中略）最初は、信長が小牧山に築いた城館の特色をとり入れて設計されましたが、その後、文部省文化財保護委の意見なども参考にして再検討した結果、京都の西本願寺にある「飛雲閣」（秀吉が建てた聚楽第の中にあつたもの）のかたちを模したものにきまり再設計されたものです。

④『広報こまき』第一三五号（昭和四三年〔一九六八〕一月一日）

年頭の辞／新時代への歩み／小牧市長 船橋久男

（前略）そうした郷土開発の将来と共に史蹟小牧山の頂上に、名古屋の平松茂氏の篤志で、歴史館の建設がすすみ、その完成をま近にひかえましたことは新春をかざるニュースにふさわしく、まことに喜びにたえません。この歴史館は、小牧の新しい象徴として、また中部圏を一望にできる名所として市の内外からひろく親しみ迎えられるものと信じます。

（傍線は内田による）

①の記事に見られる展望台とは、昭和四二年に建築された現在の模擬天守のことではなく、それ以前に小牧山の山頂にあつた露天形式のものである。四件のうち、模擬天守の出現以前に「史蹟小牧山」の語が見られる記事は、この展望台に関するものだけである。他の②③④の三件はすべて、模擬天守に関する記事となっており、新たに建築された模擬天守が、小牧山の史跡としての性格を打ち出す役割を果たしている様子を見て取れる。なお、小牧山について書かれた記事の中で、「史蹟」という語が使われた例は他にも三件見られるが、これらは「史蹟小

『広報小牧』の記事では、昭和三〇年代、高速道路の建設や工場の誘致等によって物流・工業の要衝となる以前の小牧市は、田園都市であるという認識が強いことが読み取れる。そのため、小牧山は起伏の少ない市街地における唯一の自然が残る地域として位置づけられ、自然環境を重視した公園整備事業が推進されている⁽¹⁵⁾。昭和三十六年(一九六一)の『広報小牧』では、市政の基本構想に関する記事の中で小牧山公園の整備事業がたびたび取り上げられているが、整備事業は市の予算の中で産業経済費として設定されており、小牧山の開発についても市議会の経済委員会の議題として扱われていることがわかる⁽¹⁶⁾。史跡公園としてより、自然公園としての開発姿勢を重視することを示す動きとして、小牧山でヤギの放牧が試みられたこと⁽¹⁷⁾、キャンプ場としての活用が模索されたこと⁽¹⁸⁾、植樹事業が盛んに行われたこと等が挙げられる⁽¹⁹⁾。

では、小牧山の史跡としての認識はどうであったか。昭和三〇年から昭和四五年までの『広報小牧』の中で、「史蹟小牧山」という語が用いられた記事は四件ある。

①『広報小牧』第一〇号(昭和三十一年(一九五六)四月二五日)

観光小牧のニューフェイス／展望台竣工

史蹟「小牧山」の頂上に、近代的な化粧をこらした「展望台」がお目見得しました。(中略)新興小牧の観光施設として市民の利用はもとより、近郊よりの観光客も多く、折柄催された小牧山祭りには人気の中心となり連日大賑わいを見せております。

②『広報こまき』第一一三号(昭和四十一年(一九六六)七月一〇日)

小牧山に『歴史館』を建設／平松さんから寄贈の申入れ

濃尾平野の真中に小さくもり上った孤丘「小牧山」——昔から桜の名所として知られ、市民の皆さんから憩いの場所として親しまれているこの史蹟小牧山の頂上に、近い将来に「歴史館」が誕生します！

新聞記事の検討から、鉄筋コンクリート造の天守は、高度経済成長期にはおおむね好意的に受け止められ、地域の歴史的なシンボルとしての役割を果たしてきたことが明らかとなった。本章では、鉄筋コンクリート造の天守が、高度経済成長期において地域ではどのような存在として受け止められてきたのかを、より詳細に検討する。検討にあたっては、小牧山（愛知県小牧市）の山頂に置かれる模擬天守・小牧城（小牧市歴史館）を対象として、小牧市の広報誌『広報小牧』（昭和三十九年より『広報こまき』と改称）に見られる小牧山および模擬天守の記事を調査する。

まず小牧山とその山頂にある模擬天守の現状を確認しておこう。小牧山は、愛知県小牧市の西部に位置する。標高は八五・九メートルと高い山ではないが、起伏の少ない小牧市街地の中では特徴的なランドマークとして目を引く存在である。永禄六年（一五六三）に織田信長が築城し、その後、天正一二年（一五八四）には小牧・長久手の戦いで徳川家康が陣を敷いたことにより、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等について学術上価値のあるもの」のうち「都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡」に相当するものとして、昭和二年（一九二七）に国指定の史跡となっている⁽¹³⁾。

織田信長が築城した城郭としての名称は「小牧山城」だが、山頂の模擬天守の名称は「小牧城」となる。この模擬天守は、昭和四一年（一九六六）四月に、名古屋市在住の実業家・平松茂氏によって小牧市に寄贈の申し出があり、これを受けて昭和四二年（一九六七）に建築されたもので、鉄筋コンクリート造・三層四階の建造物である。内部は小牧市の歴史を解説・展示する資料館となっている。江戸時代には尾張藩、明治時代には尾張徳川家の所有であったが、昭和五年（一九三〇）に小牧町（当時）に寄贈され、現在は小牧市の所有となっている。

『広報小牧』は、昭和三〇年（一九五五）から現在まで刊行され続けている広報誌であるが、そのうち昭和三〇年から昭和四五年（一九七〇）にかけて刊行された中で、小牧山あるいは模擬天守の小牧城に関する記事は、今回の調査で確認できた限りでは一三二件を数えた⁽¹⁴⁾。

的重要性から、このような論調をまねいたものと考えられよう。しかしこうした例外を除き、新聞記事からは昭和中期の高度経済成長期において、復元天守・復興天守・模擬天守がおおむね肯定的な評価を受けていたことがわかる。

鉄筋コンクリートによる天守について、否定的な論調が主流となってきたのは平成以降のことである。「朝日新聞」平成元年(一九八九)一月九日の記事によると、この時期に日本各地で市政百年、あるいは築城四百年の記念事業として城郭の復興がブームとなっている⁽¹²⁾。

「朝日新聞」平成元年一月九日夕刊一四画

お城で「町おこし」／三十一自治体が再建・復元計画

市政百年や築城四百年の記念事業などに合わせ、城の復興が全国の市町村でブームとなっている。(中略) 全国三十一の自治体で城づくりの構想が持ち上がっている。半数が天守閣や御殿など、城のシンボリックな建物の復元や再建をめざし、いずれも地方の活性化と竹下首相が提唱する「ふるさと創生」を強調する。(中略) 第一次復興ブームの時は鉄筋コンクリートづくりで、外観の復元にとどまるケースが多かったが、今回は構想のある十二城の天守閣や天守閣相当の大やぐらのうち、半数が江戸、戦国時代当時の木造建築で、史実に沿って、できるだけ本物に近い復元をめざしている。

昭和五〇年の時点では、模擬天守である大多喜城でも「鉄筋コンクリートで構築した新天守は、外観でみるかぎり旧容をはるかに凌いでいるように思える」と好意的な記事であったものが、平成に入ると「第一次復興ブームの時は鉄筋コンクリートづくりで、外観の復元にとどまるケースが多かったが」という評価になる。より史実に沿った本格的な復元を求める観点から、鉄筋コンクリートの天守の評価が低下していることが読み取れよう。

四 小牧山の模擬天守と地域の歴史意識

本城・高島城・鶴ヶ城についてはいずれも、昭和三〇年代から四〇年代にかけての高度経済成長期の記事である。大多喜城に関する記事は昭和五〇年（一九七五）のもので、高度経済成長期が終焉を迎えた直後の時期にあたる。大多喜城はかつて天守が存在したかどうか議論が分かれるため、現在の天守は模擬天守に相当するものであるが、それでも「朝日新聞」昭和五〇年九月一日夕刊九面の記事では、次のように新しい天守の出現を歓迎する論調となっている（9）。

「朝日新聞」昭和五〇年九月一日夕刊九面

白亜の天守閣再現／房総の大多喜城跡／内部に郷土博物館／開館祝い38日「お城まつり」

房総半島中央の旧上総大多喜城跡にこの春、見事な白亜三層の天守閣が再現した。（中略）鉄筋コンクリートで構築した新天守は、外観でみるかぎり旧容をはるかに凌いでいるように思える。

一方、否定的な論調の記事は一件のみであるが、これは昭和三四年（一九五九）に安土城跡（滋賀県）で進められていた観光計画に含まれる外観復元天守に関するものである。実際にはこの復元天守は計画のみに終わったが、国指定の特別史跡の安易な観光化を激しく非難する記事となっている（10）。

「朝日新聞」昭和三四年三月一日朝刊一一面

狂った観光ブーム／安土城跡に展望台など／衆院文教委 史跡保護で問題化

特別史跡安土城跡に、史跡指定の意義をまったく無視するような観光計画が進められている（中略）地元側の計画ではここに鉄筋コンクリート建の天守閣を建て、観光施設をそろえて大いに客を呼ぼうというもの、（中略）文化財保護関係者は「まさに狂った観光ブームだ」といつている。

特別史跡とは、文化財保護法第一〇九条第二項で規定されるもので、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを文部科学大臣が指定するものである。現在、特別史跡に指定される文化財は六二件であるが、そのうち織豊期から江戸時代初期にかけての、いわゆる「織豊系城郭」はわずか七件にすぎない（11）。特別史跡としての歴史

こうして史料から確認できる限りでは、織豊期に建築された天守はいずれも、外見は「金銀空に暉き、詞にも難盡筆」(『安土日記』)、「天主重々之様子、是又言説にも及ましく候」(『大友宗麟書状』)と、豪華な建造物であることで一致しているが、その用途に関しては、安土城の天守は「御座敷」をしつらえた生活空間、大坂城の天守は金銀や衣服、武器などの品を保管していた倉庫として用いられており、様ざまであることがわかる。

三 昭和期に建築された天守とその評価

織豊期の天守が生活空間であったり倉庫であったりしたのに対して、昭和期以降に建築された天守はどのような目的によって計画されたものであったのだろうか。本章では、昭和中期の高度経済成長期を中心として、新聞記事に見る「昭和の天守」の様相について検討する。

昭和期以降に建築された天守について述べる上で、天守の建築様式について確認しておきたい。現在見られる天守のうち、築城当時のものが残る建築を現存天守と呼ぶ。対して、近代以降になつて再建された天守は、復元天守・復興天守・模擬天守の三種に大別される。復元天守は、天災や戦災等で消失したものを以前の外見通りに建築したものである。復元天守はさらに、建築方式によって木造復元天守と外観復元天守に分けられ、外観復元天守とは鉄筋コンクリート構造等を用いて建築したものである。復興天守は、かつて天守が存在したことが確認される城跡において、その外観や構造を改変して再建したものをいう。模擬天守は、天守の存在が確認できない城跡に建築されたものである。

こうした再建天守について、高度経済成長期における新聞記事での取り上げられ方を検討してみると、再建に肯定的な論調の記事が六件、否定的な論調の記事は一件のみとなっている(8)。肯定的な論調の記事は、岐阜城(岐阜県)・大垣城(岐阜県)・熊本城(熊本県)・高島城(長野県)・鶴ヶ城(福島県)・大多喜城(千葉県)に関するもので、これらはいずれも鉄筋コンクリート造の天守についての記事である。このうち岐阜城・大垣城・熊

唯今所成大坂普請者、先天守之土台也

天守が完成した後も、本丸から二の丸、惣構へと外郭の普請は継続するのだが、天守と本丸が完成した時点で秀吉は大坂城に居を移す（6）。秀吉は普請継続中の大坂城へ諸大名を招き、城内を案内している。天正一三年（一五八五）に大坂城へ招かれた豊後の大名、大友宗麟は、秀吉に直々に城内を案内され、天守にも登った。宗麟は天主の豪壮さに驚き、そのさまを「三国無双」と讃えた。

「大友宗麟書状」『大友史料』所収

（前略）天主重々之様子、是又言説にも及ましく候、書載などハ隙を明候、橋敷以上九ツ奇特神変不思議との申事候、三国無双とも可申候哉、

さて宗麟は秀吉に導かれて天守を登っていくのだが、大坂城の天守は各階が倉庫のように使われており、様々な品物が置かれている様子を目にしている。

「大友宗麟書状」『大友史料』所収

（前略）一階ノ下ハ皆御蔵ニ而候、其下ニ長櫃十五、六、是も御小袖被入候、少めされたるも有と見え申候、其上ニ綿蔵、或□蔵上下ニアリ、又手火矢・玉薬ノ蔵アリ、一階宛ニあきカツハ四ツ五ツカケ被置候、已上廿計も可有之候と覺申候、下三重メヨリ上ニハ、大手火矢・□□六挺つゝ有之候、五重、六重メニハ長刀二ツ候、何も朱柄にて候、ツクリハツハカナモノ所ハ皆大メン作候、別ノ武具ハ無之、金銀ノ蔵数ヲ尽御おしへ候、宝物ノ入候所ヲ銘々御教候、

一階は長櫃に小袖が収められ、二階には綿、三階には火矢と玉薬があり、四階にも大手火矢や大筒などの火器、五階と六階には長刀などの武具が収納されていたのである。他にも金銀や宝物を置いてあり、秀吉がいちいち場所を教えてくれたのだという。秀吉は他の者にもこうしたサービスピ精神をしばしば発揮し、同じく大坂城を訪れたイエズス会宣教師のルイス・フロイスも天守を案内されて収納されるおびただしい品を見ている（7）。

い。具体的には、織豊期のもっとも著名な城郭である安土城と大坂城の天守について、史料から検討する。

安土城の天守の様子は、太田牛一が記した『安土日記』に記されている。太田牛一は尾張国春日井郡出身の武士で、織田信長の家臣である。太田牛一は慶長一五年(一六一〇)、自身が八四歳の時に、織田信長の伝記『信長公記』を著した。『信長公記』は歴史資料としての信頼性が高く、織田信長に関する事績を研究する上での基本史料とされている。『信長公記』には類本が数多く存在し、そのうち尊経閣文庫が所蔵する一本が『安土日記』である(3)。

『安土日記』では安土城の天守について、最上階から順に各階の間取りが記される。二階から五階までと、最上階の七階には「御座敷」があり、その広さが畳数で表されている。例えば、七階建ての天守の上から三重め、すなわち下から数えた場合に五階にあたる階層の様子を記した部分は、次のようになってい(4)。

三重目、御絵ハなし。南北の破風に四畳半之御座敷両方在之、こやの段と申也。

このことから、安土城天守の内部は、多くの階が畳数きの居住空間となっていたことがうかがえる。ほか、『安土日記』では、各部屋の襖に描かれた障壁画の意匠も詳細に記されている。天守のきらびやかな内装がよほど牛一の目を惹いたのであろう。そして天守に関する記述の最後に、外見について「金銀空に暉き、詞にも難盡筆」と記され、実に豪華な建物であったことがわかる(5)。

では、大坂城の場合はどうであったか。大坂城は豊臣秀吉が築いた城郭と、大坂夏の陣後に徳川氏が再築した城郭がある。このうち豊臣秀吉が築いた大坂城の天守について、関連する史料をたどってみよう。

大坂城の築城開始の日は、天正十一年(一五八三)九月一日である。吉田兼見の日記、『兼見卿記』に
自今日大坂普請之由申了

と記されている。大坂城の普請は、まず天守から進められていったようで、『柴田退治記』には次のように記される。

受けているものがある。また国の指定を外れた城跡の中にも、地方自治体の条例に基づいて都道府県指定、あるいは市町村指定の史跡とされるものが多い。すると、史実に沿わない形で建設された昭和の天守は、おおむね国や地方自治体が指定した史跡の上に文化財的価値のない現代建築が建てられていることになる。平成一七年（二〇〇五）に文化財保護法が改正され、重要文化的景観が新たに文化財として選定されることになった。これは開発が進む中で、地域を特色づける歴史的な景観を保護する目的で制定されたものであるが、景観を文化財として保護すべき対象とする意識が芽生えたことで、名古屋城天守閣の事例に見られるように「史実に沿わない、新しい天守」への風当たりは、より厳しいものとなっている。

しかし、復元天守・復興天守・模擬天守等の建設が盛んであった高度経済成長期から、すでに半世紀が過ぎた。平成二九年（二〇一七）の統計によると、日本の総人口の半数以上、五三・七％が一九七〇年以降の出生となっている^{（2）}。平成二九年には国立歴史民俗博物館で特別展『1968年』 無数の問いの噴出の時代』が開催され、同じく国立民族学博物館でも平成三〇年（二〇一八）に特別展「太陽の塔からみんぱくへー 70年万博収集資料」が開催された。高度経済成長期はもはや、歴史学の範疇で扱われる研究対象になったといえよう。

そこで本稿では、とかく低く評価されることの多い、昭和期以降に建設された復元天守・復興天守・模擬天守について、高度経済成長期において果たした歴史的役割の考察を試みる。具体的には、愛知県小牧市にある小牧山城跡に建設された小牧城（小牧市歴史館）をとりあげ、建設以前と以後の状況を比較検討して、小牧山城の模擬天守が地域の歴史意識醸成に果たした役割を考察する。

二 織豊期の城郭と天守 ―天守とは何のための建造物であったか？

本稿は日本の城郭建築のうち、昭和以降に建設された天守に焦点を当ててその歴史的価値を論じるものであるが、まずは織豊期の城郭における天守について、どのような役割を果たした建造物だったのかを確認しておきた

高度経済成長期における復元・復興・模擬天守の歴史的役割に関する考察

—模擬天守「小牧城」(小牧市歴史館)の事例を中心に—

内田 吉哉

一 はじめに

本稿は、昭和期以降に建築された復元天守・復興天守・模擬天守が、地域の歴史意識の醸成にどのように貢献したかを考察することを目的とする。

天守といえは近年、名古屋城天守閣の建て替え計画が注目を集めている。現在の名古屋城天守閣は、昭和二〇年(一九四五)に戦災で焼失した後、昭和三二年(一九五七)に再建された鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物である。建築から五〇年以上の年月が経過し、老朽化が著しいことから木造による復元の機運が高まった。この木造復元計画では、創建当時の建造物である石垣の保護やバリアフリー化のためのエレベーター設備整備等をめぐって議論が交わされた。名古屋市が実施したアンケートでは、「天守閣の整備について、今後どのようにしたら良いと思いますか」という設問に対して、「二〇二〇年七月までに優秀提案による木造復元を行う」が二一・五%、「二〇二〇年七月にとらわれず木造復元を行う」が四〇・六%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」が二六・三%となっており、計六二・一%が木造復元に肯定的な関心を寄せていることがうかがえる(1)。

木造復元への肯定的な意見は、史実に沿った形での地域のシンボルの出現を歓迎しているとともに、史実に沿わない「コンクリート造の、エレベーターもエアコンもついた天守」への否定的な評価と表裏一体の関係にあるといえよう。こうした、「史実に沿わない新しい天守」の多くは、昭和三〇年代から五〇年代にかけて日本各地で建設された。

現在、日本の城跡の中には、文化財保護法における史跡・特別史跡に相当するものとして、国の文化財指定を

注記

注 1 福田眞人「明治翻訳語のおもしろさ」(名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語文化研究叢書』第七卷

平成二十年三月)

注 2 柳父章『翻訳語成立事情』「1 社会」(昭和五十七年 岩波書店)

注 3 柳父章『翻訳語成立事情』「2 恋愛」(昭和五十七年 岩波書店)

注 4 北村透谷「厭世詩家と女性」(『女学雑誌』第三百三号 明治二十五年二月)

注 5 泉鏡花「愛と婚姻」(『太陽』明治二十八年五月)

注 6 島村抱月『早稲田文學』彙報欄「小説界」(明治二十八年九月)

注 7 吉田「泉鏡花」『美と永遠の探究者』(平成十年 NHK出版)

注 8 三田英彬「泉鏡花—日本文学研究大成」(平成八年四月 国書刊行会)

注 9 村松定孝「泉鏡花」(昭和四十一年四月 寧楽書房)

注 10 三輪鑒蔵編『大日本帝国憲法釈義』(皇室典範)(明治二十二年五月)

注 11 夏目漱石「ノート」[suggestion] (執筆時期未特定)

注 12 厨川白村『近代の戀愛觀』／「ラブ」への言及 (大正十一年十月 改造社)

注 13 「小説上の戀愛」(読売新聞 明治三十年九月二十七日)

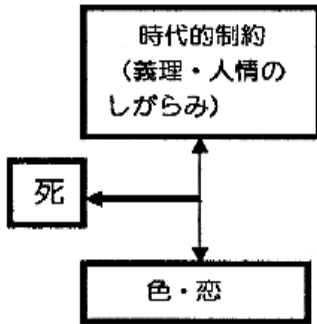
注 14 近松門左衛門「曾根崎心中」 (元禄十六年)

注 15 近松門左衛門「心中天網島」 (享保五年)

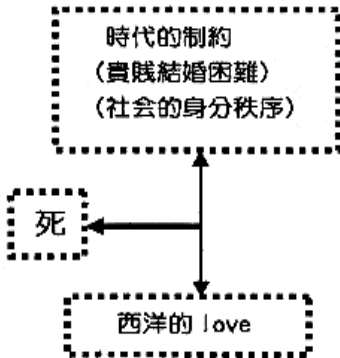
・天満に年経る。千早降る。神にはあらぬ紙様と、世の鰯口にのるばかり。小春に深く大幣の、くさり合ふたる御注連縄。今は結ぶの神無月。堰かれて逢はれぬ身となり果て。あはれ逢瀬の首尾あらば。それを二人が。最後日と。名残の文の言ひかわし。毎夜毎夜の死覚悟。玉しゐ抜けてとぼとぼうかうか身を焦す。

(「心中天網島」)

「外科室」は、文学史的に「観念小説」とされるが、作者のもつ「概念」を作品に体现したとするならば、江戸文芸の世話物、殊に心中物の話型を器として、当代の「恋愛」を盛った作品といえる。宗教的救済の可否という文脈で近世文芸との連続性が担保されているのである。泉鏡花「外科室」に描かれた「恋愛」は、同時代の「恋愛至上主義」の文脈を汲みながらも、「高峰」と「貴船夫人」の純愛の淵源として、近世文芸殊に近松門左衛門の世話物との類縁性が示唆され近代の世話物としての相貌を見せるのである。



近松の心中物の構図



鏡花「外科室」の構図

高峰が手にせるメスに片手を添えて、乳の下深く掻き切りぬ。医学士は真蒼になりて戦きつつ、「忘れません」(中略)伯爵夫人はうれしげに、いとあどけなき微笑を含みて高峰の手より手をはなし、ぼったり、枕に伏すとぞ見えし、(中略)そのときの二人が状、あたかも二人の身辺には、天なく、地なく、社会なく、全く人なきがごとくなりし。

胸中に秘めたる積年の恋情を告白し、微笑の中でその生を閉じた「貴船伯爵夫人」は、今生で結ばれない「高峰医学士」の腕に抱かれて逝く。「二人が状、あたかも二人の身辺には、天なく、地なく、社会なく、全く人なきがごとくなりし」とは、あらゆるものが無化され、純一無雑な境地に至るのである。

さてここまで「社会」的制約と「恋愛」という個人的願望の相剋を小説「外科室」に見てきたが、「観念小説」として当代世相との関わりが、つとめて意識的に描き込まれていることを確認できたにちがいない。しかし、単なる時代文脈との関わりのみでは十全ではない。それは小説掉尾の言葉に集約されているといつてよい。その点を最後にふれ稿を結びたい。

・青山の墓地と、谷中の墓地と所こそは変わりたれ、同一日に前後して相逝けり。語を寄す、天下の宗教家、渠ら二人は罪惡ありて、天に行くことを得ざるべきか。

「外科室」の末文において「天下の宗教家」という言葉が挙げられている。死をもつてその愛を全うした二人をして「天なく、地なく」と描写するまでの状況が「上」の末尾にあつたにもかかわらず、「下」の末尾では唐突に「天下の宗教家」に問うかたちで締めくくられているのである。「上」と「下」末尾におけるこうした齟齬は何を示唆するのであろうか。ここで近松の世話物にみる次のような一節に注目したい。(注14・15)

・誰が告ぐるとは曾根崎の森の下風音に聞え。取伝貴賤群衆の回向の種。未来成仏疑ひなき恋の手本となりにけり。

(曾根崎心中)

・「愛」という言葉が、かつて仏教用語であつて、人間相互の感情を表象する言葉でなかったことは興味深い。実際に日本人が「恋愛」なるものを意識したのは、明治三十四年に出た中村正直約『西国立志編』以後ということになる。そして二葉亭四迷によつて、小説の世界で「ラヴ」と「恋」の違いを知ることになる。今比較的新しい言葉（造語）としての「恋愛」を、「情」・「色」・「恋」などの語感と比べてみるとどうだろうか。「恋愛」の方がより洗練されていて、洋風で、より高級、より新鮮、より重要な語感を得ることだろう。そのことは明治時代の方が、今日よりもっと強烈に感じられたはずである。しかし、同時に、新しく馴染まない言葉であるがゆえに、その心理も徹頭徹尾理解できるまでにはなかなか至らなかったに違いない。

伝統的な「情」「色」「恋」でなかったからこそ、そこに「新鮮」で「高級」な意味を盛りえた経緯が端的に述べられている。こうした近代的な観念を、「恋愛」という新しい造語に盛って理解し、「色」「恋」より高尚なものとしての「恋愛」が流通していくことになったのである。しかし、こうした新来の観念に関して反発はつきものである。一例として明治三十年の読売新聞の記事「小説上の戀愛」を挙げたい。（注¹³）

・文学に於ける恋愛の問題は、屢新聞雑誌の時文欄を騒がせり。（中略）近時の小説の上に顕れたる恋愛に至りては、甚だ快からざるものあり（中略）恋愛小説の非なるは日本新聞の人早くこれを唱え始めたり。われらもまた近時の恋愛小説を以て甚だ厭うべきものとせり

近代によつて覚醒されたいわゆる近代的自我の台頭と旧道德側の抵抗が看取され、「Love」の訳語としての「恋愛」をして、いわば亡国の音とする強固な社会的慣習の存在を実感せしめるものとなっている。つまり泉鏡花「外科室」は、こうした「恋愛」をめぐる讃美と反発の中で書かれたものであり、当代の「恋愛至上主義」を汲みながら、近代明治の「恋愛」を描いたのである。

・「痛みますか」「いいえ、あなただから、あなただから」「でも、あなたは、あなたは、私を知りますまい！」

柳父氏は明治期の「恋愛」を評し、「翻訳」を媒介とした「舶来の観念」であるとする。さらに西洋的な「恋物語 (Romance)」に触れ、表現行為に表れた「Love」には、根本的にキリスト教が横たわっているとする。漱石のノートにおいても「中世紀の chivalry (騎士道精神)」が「マリア崇拜」ひいては「キリスト教信仰」に根差している点を認めている。しかし、ここで重要なのは「animalism love beauty 此三者ハ並行スル者ナリ」にみえる認識である。すなわちマリア尊崇・キリスト教信仰と連動した「Love」の概念と漱石のいう「Love」とは一線を画しているということである。つまり漱石のいう「Love」は、高尚で、肉体を放下した「Love」など、「theoretically ʔ successful (名目上の成功)」であつて、「Practically ʔ failure (実際上は失敗)」であるとし、「肉体的欲求」と「内面的な恋愛感情」「外見的な美しさ」は渾然一体であるという主張である。言を進めていえば、性欲と感情を分離しない伝統的な「色恋」の線上に立つて、所謂近代的なキリスト教信仰に根ざした「恋愛」を裁断しているといえる。漱石に師事した英文学者の厨川白村はその著『近代の恋愛観』において次のように指摘する(注12)

・日本語には英語の『ラブ』に相当する言葉が全く無い。『恋』とか『愛』とか云ふ字では感じがひどくちがう。

『I Love you』や『Je t'aime』に至つては、何としても之を日本語に訳す事が出来ない。さう云ふ英語や仏蘭西語にある言語感情が、全く日本語では出ないのである。(中略)言葉が無いのは、それによつて現はさるべき思想がないからだ。

漱石が指摘した〈恋愛〉とは異なる文脈で、西洋的な「ラブ」を分析し、日本語において英語「ラブ」の「言語感情」はないとしている。たしかに英語「Love」はキリスト教信仰と不可分の関係にある。だからこそ、伝統的な「色恋」とは異なる高尚な新時代の感情を「恋愛」という言葉に盛り得たのである。前出の福田眞人氏はこうした「恋愛」という翻訳語をめぐる時代感覚について次のように言う。

四 同時代文脈としての「恋愛」

「恋愛」は「Love」の翻訳語として明治期に流通した新しいことばであることを第二章において確認したが、前出の柳父章『翻訳語成立事情』においても次のように指摘されている。加えてヨーロッパの恋物語 (Romance) の特徴にも言及しているので引用したい。

・「恋愛」とは何か。「恋愛」とは、男と女がたがいに愛しあうことである、とか、その他のいろいろの定義説明があるであろうが、私はここで、「恋愛」とは舶来の觀念である、ということ語りた。 (中略) なぜか。「恋愛」もまた、「美」や「近代」などと同じように翻訳語だからである。この翻訳語「恋愛」によつて、私たちはかつて、「世紀ほど前に、「恋愛」というものを知った。つまりそれまでの日本には「恋愛」というものはなかったのである。

・(ヨーロッパ中世の騎士物語) はじめに美しい女性がいる。遠くの方から現れる。男は、直ちにそれに近づいていこうとしないで、かえつて遠ざかる。しかも生命を賭けた危険の方に向かつていく。男は、冒険の果てにやがてその美しい存在のもとへ帰ってくるのだが、その「Love」の始まりの形にとくに注目したい。このような物語の背景には、マリア崇拜や、十字軍の遠征がある。つまりキリスト教が根本にある。

続いて、夏目漱石の覚書であるノートにも次のような文章がみられるので引用したい。(注11)

・ animalism love beauty 此三者ハ並行スル者ナリ。今西洋ニテハ之ヲ切りハナシテ居ル其ハ partial success デアル其失敗セルハ彼等ノ裏面ノ ethical state ヲ見レバ分ル是ハ theoretically 二 successful ニシテ Practically 二 failure ナリ。 / Love フ animal instinct ヨリ切り取りタルハ Christianity ナリ。此宗教の god ハ love ノ god, pure love ノ god デアル。(Maryヲ尊ムコトモ原因中世紀) 中世紀の chivalry モ茲ニ預ツテ力アリ。

・第三九条 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四〇条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四一条 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副書ス

「皇族ノ婚嫁」における「勅旨」すなわち「天皇の許可」を規定したものであるが、「第三九条」において「特ニ認許セラレタル華族」とある。「姫」を出産し、皇族との姻戚関係を結ぶ可能性のある華族を輩出した伯爵家である貴船家には当然、制約があつてしかるべきであり、「貴船伯爵夫人」も単なる「丸鬘（既婚女性）」ではありえない。してみると、「高峰医学士」と「貴船伯爵夫人」の間には、一般的な独身青年と人妻の恋愛ではありえず、より強い社会的制約があつたということになる。ここでは小説「外科室」に織り込まれた社会的制約としての「貴賤結婚」の困難さという点を確認しておきたい。さてこうした時代において飛び越え難い制約を挙げたが、前掲の評論『愛と婚姻』の一節に今一度注目してみると小説「外科室」における「社会」と「恋愛」の關係がより明白となる。

・人の未だ結婚せざるや、愛は自由なり。諺に曰く「恋に上下の隔なし」と。然り、何人が何人に恋するも、誰かこれを非なりとせむ。一旦結婚したる婦人はこれ婦人といふものにあらざして、寧ろ妻といへる一種女性の間なり。吾人は渠を愛すること能はず、否愛すること能はざるにあらず、社会がこれを許さざるなり。「觀念小説」としての「外科室」の一側面として、上下貴賤の別ない「恋愛」と、そうした「恋愛」を「非なり」とする「社会」の桎梏が描かれているのである。動かしがたい社会的制約を描きながら、一方で熱情に準じた自由な「恋愛」を描く。「社会」における制度や規範の強固さを描けば描くほど、自由な感情に根差した「恋愛」とのコントラストが明瞭になるのである。泉鏡花「外科室」に描かれた「社会」とは、情熱に応じた自由な「恋愛」の輪郭を際立たせるものとなっているのである。次に明治二十年代日本を席卷した「恋愛」をみてみたい。

まず、作品における人物造型に注目してみたい。「高峰医学士」の描写を以下に挙げたい。

・ 唇辺に微笑を浮かべたる医学士は、両手を組みてややおおむけに椅子に凭れり。今にはじめぬことながらほとんどわが国の上流社会全体の喜憂に關すべき、この大いなる責任を荷える身

・ 予と兄弟もただならざる医学士高峰をしいて、某の日東京府下の一病院において、渠が刀を下すべき、貴船伯爵夫人の手術をば予をして見せしむることを余儀なくしたり。

「医学士高峰」をして、明治の上層階級すなわち国家の喜憂を医する「国手」として造型されているのがわかる。そうした「国手」が手術するのは「貴船伯爵夫人」である。さらに「外科室・下」においては、「商人体の壮者」が登場し次のように言う。

・ 「商人体の壮者」の会話「吉さん、今日はいいいことをしたぜなあ」「そうさね、たまにやおまえの謂うことを聞くもいいかな、浅草へ行つてここへ来なかつたらもうもんなら、押まれるんじやなかつたつけ」「なにしろ、三人とも揃つてらあ、どれが桃やら桜やらだ」「一人は丸髷じやあないか」「どのみちはや御相談になるんじやなし、丸髷でも、束髪でも、ないししやぐまでもなんでもいい」

・ 「あのまた、歩行ぶりといったらなかつたよ。ただもう、すうつとこう霞に乗つて行くようだつけ。」「どうもお育ちがらはまた格別違つたもんだ。ありやもう自然、天然と雲上になつたんだな。どうして下界のやつばらが真似ようたつてできるものか」

これら小石川植物園での会話は、庶民と貴族の対比にほかならず「押まれる」「御相談」「お育ちがら」「下界のやつばら」といった言葉に、貴賤のコントラストが明瞭になっているのである。さてこうした作中における人物造型には、社会的な制約として「貴賤結婚」の困難さが浮き彫りになっているといつてよい。ここで『旧皇室典範』「第一章三九条〜四一条」をみてみたい（注10）。

「外科室」先行研究においても、「観念小説」としての枠組みで捉えたものは多い。吉田昌志氏は「兩人を死に向かわしめたのは、それを〈不倫〉とする世の中の倫理であり、婚姻という社会制度だった。（「外科室」棹尾の）「語を寄す」対象はここでも「天下（社会）」だったのである」（注7）。としているし、三田英彬氏も「愛情の末路が純情を讃美する作家鏡花自身にまつわる暗さの反映であり、すくなくとも、そうした物語を書き綴る鏡花の視線が、純情を理解せず愛情の自由に対して否定的な明治社会の性格—功利的・前近代的なそれを見抜いていた事は否定できまい」とする（注8）。村松定孝氏にも同様の指摘がある（注9）。

・いままでの家族制度と個人の自由との関係はどうか。恋愛と結婚の関係、女性と男性との二重標準が存して
いないか。労資の関係は調整され、はたして円滑に行われているか。個人は社会の一員として、十分な生活
を与えられているのだろうか。そしてこのような諸問題を生む現今の社会制度並びに風俗習慣をこのまま
放っておいてよいのだろうか。またそれを改善するにはどのようにすべきであろうか。このような疑問が激
しく若い世代を支配しはじめていた。鏡花の文壇にデヴューした二十八年とは、まさしくそのような時代で
あった。

このように「観念小説」という一つの枠組みが「外科室」の作品分析において現今当代の「社会」や「結婚」あ
るいは「恋愛」といったとの関わりの中に回収されていった感は否めないだろう。たしかに泉鏡花「外科室」に
描かれた「愛」の位相は、現世における「かなわぬ恋」に他ならない。しかし今一度、近代明治の「華族」と、
当代科学教育の最先端にあった「医学生」との恋愛は、近代の制度・風俗・性規範を重ねるのみで果して十全と
いえるかという本論での問題提起を確認したい。「外科室」に描かれた「恋愛」は、同時代の「恋愛至上主義」の
文脈を汲みながらも、「高峰」と「貴船夫人」の純愛の淵源として、明治の世相のみに回収されない射程を有して
いるのではあるまいか。ここでは、同時代的な視点とともに近世文学とのつながりに触れ論を進めるものである。

と能はず、否愛すること能はざるにあらず、社会がこれを許さざるなり。愛することを得ざらしむるなり。要するに社会の婚姻は、愛を束縛して、压制して、自由を剥奪せむがために造られたる、残絶、酷絶の刑法なりとす。(中略)再言す、吾人人類が因りてもて生命を存すべき愛なるものは、更に婚姻によりて得らるべきものにあらざることを。人は死を以て絶痛のこととなす、然れども国家のためには喜びて死するにあらずや。婚姻亦然り。社会のために身を犠牲に供して何人も、めでたく、式三献せざるべからざるなり。

「愛は自由なり。諺に曰く『恋に上下の隔なし』」また「何人が何人に恋するも、誰かこれを非なりとせむ」「社会がこれを許さざるなり」にみえるように、「婚姻」をして「残絶、酷絶の刑法」とまで断案する。透谷の「厭世詩家と女性」でも確認したように「社界」に容認されない「恋愛」と相似形をなしているのである。つまり「外科室」における「恋愛」は制度としての「婚姻」や「社会」に相對するものとして描かれていたのである。しかし、「外科室」は、こうした新来の翻訳語「社会」や「恋愛」をなかだちとして描かれた恋愛至上主義のみの近代小説なのであろうか。日清戦争後の文壇を風靡した「観念小説」という視座を切り口として読み解いてみたい。

三、観念小説「からの照射」

「観念小説」とは一般に、人間悲劇の原因を「社会」にありとする作家の観念が露骨に表明した社会性の強い小説とされる。島村抱月は明治二十八年の『早稲田文学』に次のように述べている(注6)。

・一つの観念を作り此の観念を実現せしむるに恰好なる性格事件境遇等を案出するが如き趣あり。

・観念小説とは何ぞや。人は之を解して、作者が世相に対する一種の概念を作中に現化せるものといふ。

抱月の言によれば、「世相」に対する「一種の概念」を作品に表したものを「観念小説」としているのがわかる。してみると、泉鏡花「外科室」は、ひとまず時代の風潮や世相との関わりの中で理解され受容されたといえよう。

・厭世家が恋愛に對すること常人よりも激切なるの理由、前に既に述べたり。怪しきかな、恋愛の厭世家を眩せしむるの容易なるが如くに、婚姻は厭世家を失望せしむる事甚だ容易なり。そもく厭世家なるものは社会の規律に遵ふこと能はざる者なり、社会を以て家となさざる者なり、「世に愛せられず、世をも愛せざる者なり」(I love not the world, nor the world me.)

「厭世家」が「恋愛」に對して一般人よりも敏感で激しいことはいうまでもないのだが、「婚姻」は「厭世家」をして容易く失望させる。「恋愛」を痛切に欲する「厭世家」は、そもそも共同体としての「社会」と相容れないものであるとの評言である。ここでは「恋愛」が「社会」の規範と軌轢を生み出すものであるという点に注目したい。ひとまず透谷における〈恋愛至上主義〉の歴史的意義は、「恋愛」を人生における最大の目的にして価値であると高らかに宣言したことにある。加えて家制度、良妻賢母型の同時代的結婚観(一夫一婦制)を排し、「恋愛」の情熱に準じた進歩的な性規範を提示した点は時代を画するものであった。さらに「婚姻」という社会制度を、「自然に反した束縛」として捉える点も時代に大きな衝撃を与えたのである。こうしてみると、「社会」や「恋愛」といった翻訳語は、明治という新しい時代の新しい考え方を盛る器として一般に流通し、さらには近代の文学者たちによつて受容され反復・強化されていったのである。では、「外科室」が発表された当時、鏡花の作家的文脈における〈社会〉や〈恋愛〉はどうであらうか。評論『愛と婚姻』を次にみてみたい(注5)。

・元來不幸といひ、窮苦といひ、艱難辛苦といふもの、皆我を我としたる我を以て、他に――社会に――對するより起る處の怨言のみ。愛によりて我なかりせば、いづくんぞそれ苦樂あらむや。情死、墮落、勘当等、これ皆愛の分弁たり。(中略)唯男女相会して、肅然と杯を巡らすに過ぎず。人の未だ結婚せざるや、愛は自由なり。諺に曰く「恋に上下の隔なし」と。然り、何人が何人に恋するも、誰かこれを非なりとせむ。一旦結婚したる婦人はこれ婦人といふものにあらずして、寧ろ妻といへる一種女性の人間なり。吾人は渠を愛するこ

・例えば、日本には仏教用語の「愛」はあった。しかし「恋」「色恋」はあったが、いわゆる西洋的な意味での愛はなかった。恋愛という言葉、日本語では比較的新しい言葉である。二葉亭四迷は、当初その小説『浮雲』（明治二十年—二十二年）の中で、「ラヴ」と表記した。そしてその後「愛」と書いた。二葉亭四迷は、翻訳中にふと出会った一説に苦渋して、ついに「死んでもいい」と訳した。その原文が「Love you.」である。「I Love you」を「死んでもいい」と訳した二葉亭の逸話は有名である。が、このエピソードは「愛」と「Love」が明治二十年代において未だ地続きでなかったことを窺わせるものとなっている。と同時に、明治二十年代になつて今日一般的に用いられる意味での「恋愛」の萌芽がみてとれるものとなっている。『浮雲』の発表された明治二十年代、「恋愛」ということは、出版の隆盛も相俟つて広汎に流通した時期であつた。北村透谷が評論「厭世詩家と女性」において、後に「恋愛至上主義」とよばれる新時代の「恋愛観」を示したのもこの頃である（注4）。

・恋愛は人世の秘鑰なり、恋愛ありて後人世あり、恋愛を抽き去りたらむには人生何の色味かあらむ、（中略）恋愛を有せざる者は春來ぬ間の樹立の如く、何となく物寂しき位地に立つ者なり、而して各人各個に人生の奥義の一端に入るを得るは、恋愛の時期を通過しての後なるべし。夫れ恋愛は透明にして美の真を貫ぬく、恋愛あらざる内は社会は一個の他人なるが如くに頓着あらず、恋愛ある後は物のあはれ、風物の光景、何となく飯を去つて実に就き、隣家より我家に移るが如く覺ゆるなれ。

「恋愛」とは人の世における秘密の鍵である。「恋愛」抜きで「人生」など考えられない。「人生」の深奥に入ることを可能にするのは「恋愛」の時期を通過して後のことである。「恋愛」あつてはじめて周囲の風物や情趣を感じ得るのであるとの言は、当時の青年たちに大きな衝撃を与えた。加えて透谷は制度としての婚姻にも極めて懐疑的な眼差しを投げかける。

れた概念を日本的に理解した新たな漢語を必要としたのである。そうした時代を背景にして「society」の翻訳語としての〈社会〉という語も生まれた。翻訳語〈社会〉が生まれた背景を柳父章氏は次のように言う。(注2)

・「社会」ということばは、今日、学問・思想はもちろん、新聞・雑誌など、日常私たちの目にふれる活字の至るところで使われていることが多い。この「社会」ということば、societyなどの西欧語の翻訳語である。

およそ明治十年代の頃盛んに使われるようになって、一世紀ほどの歴史を持つているわけである。しかし、かつて society ということばは、たいへん翻訳の難しいことばであった。それは、第一に、society に相当することばが日本語になかったからなのである。相当することばがなかったということは、その背景に、society に対応するような現実が日本になかった、ということである。

今日一般に用いられている「社会」ということばが、「明治十年代」を淵源として使用され始めたことを指摘する。続けて福沢諭吉『西洋事情』（慶応四（一八六八）年）において「society」は「人間交際」と翻訳されたことを引き合いに、幕末から明治初期にかけて翻訳の困難な言語であったことを挙げる。幕末から近代初期にかけての日本語に、広く共同体集団を指す意味の「社会」という概念が日本に存在しなかったのである。近代初期、「社会」の相当する字彙として「世間」が考えられるが、「世間」は一段低い意味で捉えられ、「社会」はより高級な新来の共同体概念一般を示す言葉として、日本に導入されたのである。柳父氏の指摘において秀逸なのは「society」という言葉の表すところの翻訳が困難な大きな理由として「背景に、society に対応するような現実が日本になかった」という指摘である。西洋語「society」に通ずることばがないということは、とりもなおさずそうした概念のない共同体だったということにほかならない。ひとまず共同体を表す新来の概念を表す翻訳語として「社会」ということばが流通していたことを確認して、本論で着目したもう一つの翻訳語「恋愛」をみてみたい。前掲福田氏の論考には次のようにある。

当代科学の最前線であった「外科室」内の事件として描くことにより、科学的合理性を超えた普遍的感情への地平を示したといえる。泉鏡花「外科室」に描かれた「愛」は、現実世界で乗り越えられない恋である。「華族」と「医学生」との〈恋愛〉は、近代の制度や風俗といった当代への問題提起のみで解釈しうるのか。本稿では〈社会〉と〈恋愛〉という二つの翻訳語に着目することにより、近代における心中物語としての側面に言及するものである。

二「社会」と「恋愛」という翻訳語

まず、明治日本の近代化に翻訳語がどのように関わったのかについて触れておきたい。明治という時代と翻訳語との関係について福田眞人氏は次のように概括している（注1）。以下傍線は引用者による。

・ 明治維新後の政府の政策は、欧化政策であり、それは殖産興業、富国強兵策であった。いわばドイツで宰相ビスマルク（Otto von Bismarck, 1815-98）が施行していた鉄血政策にも似通っていたが、その実、西洋化、近代化の試みであった。早く西洋の技術を受容し、産業化を進め、国力を充実し、西洋の帝国主義的植民地政策に屈しないようにしようとしたのである。同時に、西洋における新しい学問が輸入された。物理学や化学はさておき、もともと難解だったのが哲学かも知れない。明治時代は、語彙の意味や解釈に加えて、またその意義を実行するということも、大切であった。それらの語彙を肉化し骨化することが要求されていた。自家薬籠中のものとするためには、翻訳こそが最短の道程だった。（理解の過程であると言える）

西洋の帝国主義的植民地政策の好餌とならないため、また西洋の進んだ科学を短時日のうちに摂取するため、西洋的思考の「骨化」「肉化」としての「翻訳」が急務だったのである。新しい国民国家の創造には、西洋語で表さ

泉鏡花「外科室」―〈社会〉と〈恋愛〉の狭間

一 はじめに

佐藤 良太

泉鏡花「外科室」は明治二十八（一八九五）年六月『文藝倶楽部』第六編に掲載された短編小説である。「上」「下」の二部構成で、まず「上」において、語り手である「予（画師）」の述懐が始まり、親友の新進医学士「高峰」の執刀による「貴船伯爵夫人」の手術の日が舞台となる。高貴な親族の行き交う病院内の描写の後、患者である「貴船伯爵夫人」の手術が始まる。心の秘密が洩れる事を恐れる夫人は術前麻酔を拒絶。高峰の手による無麻酔の手術が始まる。無麻酔のため意識のある夫人は、メスを握る高峰の手に、自身の片手を添え、自らの乳の下を深く掻き切る。その際夫人は「あなただから」「あなただから」と繰り返すし、でも「あなたは私を知りません」という言葉を残し絶命する。貴船夫人の今際の言葉に、高峰は「忘れません」と応える。「下」は一転して過去に遡及し、九年前の五月が舞台となる。躑躅咲き誇る小石川植物園で見かわただけの出会いが回想される。皐月の日射しに繚乱する草花に劣らない夫人の「真の美」を強調しつつ、高峰と貴船夫人の静かに燃える恋情が描かれる。高峰は外科室での一件の後、同日相前後して自殺を遂げる。「予（画師）」は、二人の愛の結末を世に問うという内容である。新時代の最先端を行く医学士高峰と、貴族の夫人との恋愛を描いた泉鏡花「外科室」は、当時の性規範、社会秩序、家族制度を含んだ上で、当代社会への強い問題提起をなしている。科学の範疇である「医学」殊に「西洋医学」は、フィジカル（身体的）な病に有効な手段であるが、メンタル（精神的）な苦痛への対処としては、甚だ寛束ない。「精神医学」「心理学」が言われ始めたのも、ほんの百年足らずに過ぎず、二十世紀の今日に至るも、精神医学は確立されたとはいえない。泉鏡花は、こうした身体的苦痛を超える「愛」を、

愛知文教大学『比較文化研究』執筆規程

I. 発行の目的と発行主体

本誌は、愛知文教大学国際文化学部および愛知文教大学大学院国際文化研究科における研究・教育活動の成果を発信し、国際文化にかかわる研究・教育活動の発展に寄与することを目的として、愛知文教大学国際文化学会が編集・発行する。

II. 発行の回数

本誌は原則として隔年に1回発行する。

III. 執筆資格

以下に該当する者が本紙への執筆資格を有する。

1. 愛知文教大学・大学院専任教員
2. 愛知文教大学・大学院兼任教員
3. 愛知文教大学大学院修了者

IV. 投 稿

本誌への投稿は、その都度定められる投稿要領に従って行なう。

V. 審 査

投稿された原稿は愛知文教大学国際文化学会による審査により、採否を決定する。なお、審査の結果、原稿への加筆・修正等を求める場合もありうる。

VI. 投稿費用および原稿料

個々の執筆者の投稿費用は原則として不要とする。ただし、特殊な編集・印刷を必要とする場合には、その分の費用を徴収することもありうる。また、原稿料は支払わない。

VII. 電子化公開とその承諾

本誌は国立情報学研究所が進める研究紀要公開支援事業「研究紀要ポータル」に参加し、内容をすべてインターネット上へ公開する。本誌への投稿にあたってはその旨をあらかじめ了承したものとする。なお、電子化公開に同意しない場合には、投稿申し込みの時点で個別に申し出ることとする。

附則：この規程は2002年12月5日より施行する。

執筆者紹介 (目次掲載順)

小 林 正 樹

馬 燕

竹 中 烈

傘 谷 祐 之

野 中 亜 紀

内 田 吉 哉

佐 藤 良 太

編集委員

遠藤 康

高橋 良久

松岡 みゆき

ISSN 1345 - 1081

愛知文教大学比較文化研究 第15号

Aichi Bunkyo University

Studies in Comparative Culture, No.15

2018年11月30日発行

発行者	愛知文教大学 国際文化学会
〒485-8565	愛知県小牧市大草5969-3
	電話 0568-78-2211
	F A X 0568-78-2240
代表者	富田 健弘

有限会社 一粒社 印刷・製本

AICHI BUNKYO UNIVERSITY
STUDIES IN COMPARATIVE CULTURE

No. 15

2018

Teacher's decision making about the announcement time of report	Masaki Kobayashi	1
Kang Youwei's thought of studying abroad	Ma Yan	11
A Study of Social Entrepreneurship A market or new collaboration of the support for school Non-attendance	Takeshi Takenaka	23
A study of cambodian Family name: An Attempt to Introduce the Family Name system in French colonial Period and its Failure	Kasaya Yushi	39
Problems and Priorities in music studies of Ancient Egypt -between Musicology and Archeology	Aki Nonaka	53
A study on the historical role of restoration / reconstruction / simulated castle tower in the Period of high economic growth; A case of simulated castle tower "Komaki Castle" (Komaki city historical museum)	Yoshiya Uchida	(88) 一七
Between the "Society" and "Love" <i>Kyoka izumi</i> "Gekashitsu"	Ryota Sato	(104) 一